

令和3年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年3月15日(月)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	3月15日 午前9時00分宣告(第3日)			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	板 倉 浩 幸
	3番	石 原 裕 介	4番	水 野 智 見
	6番	黒 川 勝 好	7番	伊 藤 俊 一
	8番	飯 田 雅 広	9番	中 村 英 子
	10番	佐 藤 茂	11番	吉 田 正 昭
	12番	奥 田 信 宏	13番	安 藤 洋 一
	14番	高 阪 康 彦		
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 推 進 策 室	室 長	黒川 静一	次 長 兼 振 興 課 長	伊藤 保光
		政 策 推 進 課 長	北條 寿文		
	総 務 部	部 長	浅野 幸司	次 長 兼 税 務 課 長	鈴木 孝治
		総 務 課 長	戸谷 政司	安 心 安 全 課 長	高塚 克己
	民 生 部	部 長	寺西 孝	次 長	佐藤 正浩
		環 境 課 長	石原 己樹	子 ど も 課 長	舘林 久美
		保 険 医 療 課 長	不破 生美	介 護 支 援 課 長	後藤 雅幸
		住 民 課 長	飯田 和泉	健 康 推 進 課 長	小澤 有加
	産 建 設 業 部	部 長	肥尾建一郎	ま ち づ く り 推 進 課 長	福谷 光芳
		土 木 農 政 課 長	東方 俊樹		
	会 計 管 理 室	会 計 管 理 者 兼 会 計 管 理 室 長	森 実央		
	上 下 水 道 部	次 長 兼 水 道 課 長	伊藤 和光	下 水 道 課 長	浅井 修
	消 防 本 部	消 防 長	山田 靖	次 長 兼 総 務 課 長	黒川 康治
		消 防 署 長	高阪 洋一		
教 育 委 員 局 会 事 務	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教 育 課 長	鈴木 敬	
	給 食 セ ン タ ー 所 長	寺本 章人	生 涯 学 習 課 長	松井 督人	
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 事 務 会 局	局 長	小島 昌己	書 記	萩野 み代

議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)
---------	-----------------------------------

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第22号 令和2年度蟹江町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第3 議案第14号 令和3年度蟹江町一般会計予算
- 日程第4 議案第15号 令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第16号 令和3年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第6 議案第17号 令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第7 議案第18号 令和3年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第8 議案第19号 令和3年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第9 議案第20号 令和3年度蟹江町水道事業会計予算
- 日程第10 議案第21号 令和3年度蟹江町下水道事業会計予算

○議長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

令和3年第1回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

議員のタブレット及び理事者の皆さんに、議会運営委員会報告書が配付されております。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いいたします。

傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようご協力お願いいたします。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る3月11日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、中村英子さん、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 中村英子君

おはようございます。

11日の一般質問の終了後に行いました議会運営委員会につきましてご報告させていただきます。

まず、1番目、最初ですが、ご承知のとおり、戸谷議員の副議長の辞任がございましたので、議会運営委員会におきまして、水野智見議員より、議会運営委員会の副委員長の辞任ということがございまして、そして、それを委員会において認めまして、その後、新たに副委員長の互選をいたしました。それで、その互選によりまして、山岸美登利議員が副委員長ということで、皆さんの賛成を得たところでございます。

2番目ですけれども、意見書の審議結果についてです。

1番は、採択することになった意見書ですが、アといたしましては、新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育事業所等への支援強化を求める意見書、これも採択になりましたが、国と県宛ての2件は別々になっておりますが、一括提案していただくということにしております。また、イですが、国立病院の機能強化を求める意見書、これも採択となっております。

2番目は、不採択することになった意見書ですが、1件です。これにつきましては、お目通しをいただきたいと思います。

3番目といたしまして、令和3年の第2回6月の定例会の日程についてです。

別紙をご覧ください。

まず、議会運営委員会です。議会運営委員会は5月26日に行います。

続きまして、開会ですが、開会日、6月3日木曜日、続きまして、全協、4日金曜日となっております。また、10日が常任委員会でございます。15、16日代表質問、23日閉会、このような会期の予定表となっておりますので、お願いいたします。

4番目になりますが、臨時会の開催についてということですが、議会の役員の任期が迫っておりますので、その議会役員改選に伴う臨時会を行います。日時といたしましては、5月13日木曜日午前9時からとしたいと思っておりますので、お願いいたします。

また、5番目ですが、追加議案についてです。理事者のほうから追加議案の2件が要請されておまして、1番目ですけれども、議案第23号になりますが、これは令和2年度の一般会計の補正予算です。第11号となります。内容といたしましては、教育関係ですね、トイレの改修に関わる追加補正予算とコロナ関連の減額補正予算というものが含まれます。これは当然、追加議案で令和2年度ですけれども、どのように処理するかと言いますと、繰越明許ということで、トイレ改修については、その扱いになってくると思います。

2番目の議案第24号ですが、これも補正予算です。補正予算ですが、今回変則となっております。これは令和3年度の補正予算で、第1号という取り扱いとなります。内容につきましては、コロナ関連の追加補正予算になります。いろいろワクチン接種に関する様々なメニューがありますので、それについての補正が計上されるということでありまして、続きまして、令和2年度のそのコロナ関係の残額分も含むというような内容となっております。これにつきましては、最終日に追加日程により審議、採決をします。これ大変変則でありまして、新年度予算で、それを同じ日に、また補正するというのを、ちょっと変則であります。これにつきましては、一般会計予算が可決成立した後、一番最終日の日程に追加いたしまして取り扱いをしていきます。これ上程後に、中身につきましては、全員協議会を開催いたしまして、詳細について説明を受けたいと思っております。

次、6番目になりますが、これ税制改正に伴う町税条例の一部改正についてです。これにつきましては、ちょっと資料3ということでつけさせていただいておりますので、中身についてはご覧いただきたいと思いますが、これにつきましては、国のほうとの関係で、国の税制改正に伴う町の税条例の一部改正ということですが、時間的に余裕がありません。ですので、これは町長の専決ということで取り扱いをしたいということで一致しております。

最後、7番目、その他ですが、6月議会の議案説明会についてです。議案説明会、5月21日の金曜日、午前9時に3階議事堂で行いたいということでありまして、議員の皆さんのご予定をお願いいたします。

以上、ご報告とさせていただきます。

(9番議員降壇)

○議長 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1「諸般の報告」を行います。

議会運営委員会副委員長についてであります。

皆様ご承知のとおり、3月11日に議会副議長が欠けたことにより、新たに水野智見議員が副議長として選挙されました。水野副議長は、議会運営委員会副委員長の職を有しておりましたが、副議長に選出された後、議会運営委員長宛て、副委員長職の辞任願を提出いたしました。

11日の継続会終了後に行われました議会運営委員会において、副委員長の辞任が了承されました。議会運営委員会副委員長が欠けたことにより、委員会条例第8条第2項及び議会運営委員会規程第6条の規定に基づき、委員の互選により、山岸美登利議会運営委員が新たに蟹江町議会運営委員会副委員長として就任する運びとなりましたので、ご報告いたします。

なお、このたびの議員の欠員に伴う議席の変更は行いません。

日程第2 議案第22号「令和2年度蟹江町一般会計補正予算（第10号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 浅野幸司君

提案説明した。

○議長 安藤洋一君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

ちょっと聞きたいのは、今回、昨年決まった公費負担の件が初めて導入された補欠選挙になるんですけども、新たに加わった今、部長から説明があった負担金の交付金のところが多分大まかに増えていると思うんですよ。その中で、通常はがきについては以前からあって、あと自動車の使用からビラ、ポスター作成、この辺が公費負担ということになるということ、これ自体の予算というのは、候補者を何人か想定した段階の交付金で、それ実際に、じゃ2年後に私たちの普通の町議会選挙もあると、それ分でも、定数14のうち、何人出るかによって変わると思うんですけども、その辺というのは、バランスって、ちょっと分かりやすくお願いいたします。

○総務課長 戸谷政司君

皆さん、おはようございます。

ただいまのご質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

まず、ご質問ございました公費負担の件でございます。

今回の公費負担につきましては、議員の補欠選挙というところで急きょ組ませていただいたものでございます。今回につきましては、候補者のところが何名想定というところがなかなか難しいところではございますけれども、今回につきましては、4名の候補者を想定して予算を組ませていただいております。すなわち、こちらのほうが4名分の費用というところでございます。当然町議会議員の皆さんの選挙になると、ここの部分が当然増えてくるわけでございます。こちらについては、例えば20名とか25名とかいう想定で組ませていただくというところになりますので、こちらのほうは人数に応じて変動するというようなものでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

そうすると、ざくっと4名分、今4名ぐらいの候補者を想定して公費負担出したということ。じゃ、それが2人だったら、その半分ぐらいで収まるんじゃないかという理解。また、一斉地方選挙での議員の補欠選挙で、大体その20人なら20人という計算をする方向の考え方でよろしいんですね。

○総務課長 戸谷政司君

議員のおっしゃられますとおり、こちらはあくまでも4名分を組ませていただいておりますので、例えば候補者が2名であれば、2名分しか執行はいたしませんので、何人ぐらいがどうだというところの議論はございますけれども、あくまでも事務局として、最大このぐらいではないかというところで予算を組ませていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長 安藤洋一君

これより予算案の審議に入ります。

議題に入ります前に、議長から皆様をお願いをいたします。

質疑をされるときは、まずページ数と科目を言ってからお願いします。また、質疑及び答

弁は、努めて簡潔明瞭にされるようお願いします。

○議長 安藤洋一君

日程第3 議案第14号「令和3年度蟹江町一般会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

最初に、歳入歳出とも総括についての質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

今回、総括ということで、全体的に、特に歳入についてお伺いするんですけども、次の歳入の件で、予算額については、そのときに聞きますので、まず、本来、今回のこの総括ということで、金額じゃなくて、その辺を確認したいと思います。

今は、去年の決算から12月議会でも今後、今年の予算どうなるんだという議論をしてきました。まず、予算の前に、じゃ20年度の地方財政の、これどこでも課題なんですけれども、1つ目として、地方税の、本来だったら増収になる見込みで、前提で予算を構成していると思います。でも、実際には減収、減となったわけです。

2つ目としても、コロナによる特例で、地方税の徴収猶予が実施され、この分実質翌年度分、実際2年度に収入がないとしております。

3つ目として、緊急事態の対応などによって財政調整基金も崩しながら、何とか戻ってきてはいるんですけども、取り崩す必要が出たと思います。

そこで、今回、国のほうもそういうことで、どこの自治体も減収、収入減、税の収入減になるということで、減収補てん債というのが、これ前々からあったんですけども、今回、全体的に地方消費税も含めた7税目について減収補てん債ができました。実際に、じゃ蟹江町に例えてみると、この減収補てん債と地方税の消費税、昨年10月から10%になったことも含めて、地方消費税については若干増えています。その辺の町における税収の減と減収補てん債、この活用状況がちょっといまいち分かりませんので、まず、その点についてお願いをいたします。

○総務課長 戸谷政司君

ご質問ございました減収補てん特例交付金のことについてご回答させていただきたいと思っております。

議員おっしゃられますように、近年コロナとかで当然入ってくる収入が減っておるといふようなところは、全国的にこのような形になっているというのが現状でございます。今回、減収補てん特例交付金といたしまして、昨年度と比較いたしまして900万円ほどの増となっております。こちらの減収補てん債の主な補てんの内容になりますけれども、議員7項目とおっしゃられましたけれども、蟹江町に至りましては、主なものといたしまして、個人住

民税の減収補てん、自動車税の減収補てん、軽自動車税の減収補てん、大きくこの3税目のところで今回5,100万円を計上させていただいておるところでございます。

こちらにつきましては、地財計画によりちょっと計算をさせていただいておるところはございますので、今後、これが増減する可能性は大いにありますけれども、主だったところと言うと、こちらの3税目について減収されたところについて補てんされておるところでございますので、こちらの交付金等を使いながら、しっかり予算立てをしていきたいというところでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

減収補てん債、今回、今までだと法人税、これ景気の動向に左右されるということで、減収補てん債があったんですけども、地方消費税についても、やはり昨年の緊急事態等で消費が落ち込んで、国自体も消費税が当初より見込みが少なかったんですよ。それを基に、じゃ入ってくるものが少なくなれば、地方に配分する分も少なくなるということで、その部分を減収補てん債が、それも活用してできるよということに、20年度に限りできたわけなんですけれども、じゃ、そこで、ちょっと部長でも分かれば補足してもらえると助かるんですけども、じゃ、後あらかじめ、税収の減に伴って地方交付税も増額されています、今回。その辺で、実際に、じゃ地方交付金をどのように、毎回よく聞くんですけども、どのように見込んで予算構成したのかということについて、難しいと思うんですけども、ちょっとその辺について、お願いをいたします。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、議員のご質問に、先ほど総務課長の答弁に多少補足しながらご答弁させていただきます。

今、非常に議員ご指摘のように、地方財政というのはかなり厳しい状況になってまいります。国のほうからいろいろそういった減収補てんの関係とか、いろいろ、その税収減の部分のところの補てんをするような方向で、今国のほうからもいろいろやっておられるんですけども、そういう中で、蟹江町のほうはどうだということですけども、今回、地方交付税の今お話出ましたけれども、地方交付税につきましては、令和3年度の地方財政、地財計画ですね、地方財政計画、大体これ毎年クリスマスぐらいに提示されて、年明けにご提出されるような、そういった地方の行政運営に係るところの財政的な補助も含めた計画をどうするかというところの国の大きな計画なんですけれども、そういう中で、今年、令和3年度につきましては、地方交付税につきましては17.4兆円を確保というところで、前年対比で5.1%増というところでございます。国全体として、地方交付税の幅を広げておるところです。

その地方交付税を地方として頂くんですけども、国のほうがいろいろ財源がなくて、地

方交付税で補えない部分が地方財政対策債という、地方に債務を負わせて、そういった国の地方交付税で本来出すべきところを補てんするような臨財債のほうもあるんですけども、これも今回増減として、去年より今年の令和3年度の計画では伸びております。ということは、国のほうもなるべく地方に負担がかからないような、いろいろな打ち出し施策をされておるといふことで私は認識をしております。

そういう中で、地方交付税につきましては、ずっと24年度から、ちょっと私も数字を調べましたら、平成24年度をピークに、7年ずっと減収をし続けておったんですけども、令和元年度の予算あたりから同額、令和2年度のところは9年ぶりに、私どもの町の地方交付税の当初予算ベースで、9年ぶりに増を令和2年度にいたしまして、今回、令和3年度につきましても、先ほど少しお話がございましたように7億4,000万円、前年ベースで1億8,000万円増をしております。

そういう国の全体の流れの中で、蟹江町もしかるべき財源として地方交付税を活用させていただいて、いろいろな施策等に、これからも事業の優先順位をつけまして、しっかりと運営していきたいというような認識でおります。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

当初予算、地方交付税の、確かに令和2年度にピークで、一番今まで減少していたやつがピークということでありました。今回、こういう状況の下、本当に地方もコロナ禍の状況で、当初予算がつかれない、入ってくるお金が少なくなるから。結構どこの自治体も、じゃやめられる事業はやめてしまえと結構動きがあった中、蟹江町もそんなこともせずに、何とか今回予算をつくっていただきました。それが本来のやり方であって、住民が要求していることを実現させていくのがやっぱり町の役目だと思いますので、決して入ってくるお金が十分とは言えないと思うんですよ、補てんしてくれるのが。その辺要求しながら地方自治体も黙っているんじゃないくて、頑張っって補助をもらえるようにしていただきたいと思います。

以上です。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

今、板倉議員のほうからお話ありましたが、この減収が、税の減収ということが当初で令和2年度の予算の最終の決算見込みと比較すると、3億2,000万円ということで、およそここに出ております。3億2,000万円というのは非常に大きな金額で、財政に影響を及ぼすというのは当然かなと思うんですが、今お話ありましたように、令和3年度の予算は、それによって何かしらの事業をカットするとか、サービスメニューを減らすとかということは見受けられなくて、前年並みの組み方はされているかなというふうな印象を持ちますが、まず、その点において、何かカットしたり、やるべきものをやらずにおこうというような、そ

う内部的なお話というのがまずあったんでしょうか、どうなんでしょうということをお伺いしたいと思います。1点ですね。

それから、予算規模ですが、町長選挙もありますし、暫定ということで組まれております。そして、総額が109億円というふうになってはいますが、以前からずっと言わせていただいていることですが、義務的経費とその他の経費、いわゆる経費ですね、経費の総額で、もう既に105億円というものが数字として出ております。そして、投資的経費としては3億8,100万円という感じで出ておりますね。令和2年度と比較すると、この投資的経費というのは非常に少ないわけですが、これはJR関係の工事がありましたので、令和2年度というのは、それで膨張しているということはあるんですが、このJR関係除けば、町の財政規模とすると、この投資的経費というのは非常に少ないわけですが、そこで、このような財政状況の中で、例えば、じゃ暫定でない、選挙以降に新たに、投資的に何かを加えてやる、その余地というのが、予算上あるんだろうかというふう非常に疑問なんですよね。その余地があるんだろうか。大体蟹江町の税収というのは53億円ぐらいで決算ベース来ました。5年間ぐらい53億円は入っております。

その中で、今回こういう減収に遭遇して、果たして財政的な余地というものをどういうふうに皆さん思っているのかなというところをちょっとお伺いしたいと思います。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、今回の当初予算につきましては、骨格予算というところで組ませていただいておりますというところでございますけれども、基本的な考え方といたしまして、義務的経費とか投資的経費のものについても、継続的にやらないといけないという事業については、今回の骨格予算の中ですけれども、組ませていただいておりますというところでございます。

議員、質問でございましたけれども、ふるいをかけてというような言葉がありましたけれども、基本的にやるべきことについてはやるというようなところで、今予算を組ませていただいたところでございます。

今回、査定を行う中で、新規の事業につきましては、6月等に先送りするよというところで検討はさせていただいております。当然、工事等の大がかりなものについても、そのような形で今考えておるところでございます。

選挙後の6月とかのところ、余力があるのかというようなご質問でございますけれども、今回、国の補助金等もありまして、基金のほうは例年より少し下回るぐらいまで戻っております。今回、当初予算のところ、基金のほう取り崩しをさせていただいておりますというところはございますけれども、まだ多少の余力はございますので、6月の補正につきましては、今精査中でございますけれども、恐らく2億円から3億円ぐらいの間で補正を組めるんじゃないかというところで考えておりますので、そちらのほうにつきましても、何とか

予算的には大丈夫じゃないかというところで認識をしております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

そうですか。あまり深刻な感じでもなくやっつけられるような答弁ですけれども、蟹江町は財政計画というのを示しておりますよね。この財政計画というのを見ますと、JRの蟹江駅の自由通路の整備とか、多世代交流施設とか、こういうことがありましたが、それ以外の事業については、年間約2億円というふうに計画をしていて、近年の実績に比べて大きく抑制されていくと。そして、単年度ごとの収支では、近い将来、2億円から6億円の財政不足が生じるものと予測していると。ですから、今答弁あったように、基金を崩すとか、国が大きく補助してくれればいいんですけども、その補助の範囲も分かりませんが、そういう基金を取り崩しながら財政運営をしなければならないよと、こういうような財政計画、これは出ています。どれぐらいの信ぴょう性があるのか、ちょっとよく分かりませんが、一応の目安というのはこういうふうに出ているんですよ。

でも、今のこのコロナ禍で、税収が不足したことで、国のほうの交付金や補助金の利用ということもあるかもしれませんが、示していますこの財政計画ということは、今年度はいいかもしれませんが、大きく、これ変更を余儀なくされるのではないですかと思うんですね。

そして、この投資的予算というのは、今のお話ですと、2億円から3億円いいよということになると、現在3億8,000万円ですので、ここに足せば、6億円から7億円ぐらいの範囲でできるよということなんですけど、長期的な目で見ると、このコロナの影響というのは、大きく蟹江町の財政に影響を及ぼすのではないかと思うんですね。その辺の視点とか、検討とか、研究というものはされておりますでしょうか。

○総務部長 浅野幸司君

では、私のほうからご答弁申し上げます。

議員ご指摘のように、非常にコロナの影響が、蟹江町の自主財源にもかなり影響が出てくる予想、想定をしております。

先ほどお話がございましたように、蟹江町の財政計画、これは平成28年1月に臨時の全員協議会を開かせていただいて、それで、向こう10年間にわたるところの計画をお示したわけでございます。本来、地方自治体の財政計画、おおむね3年から5年ぐらいの計画が多いんですけども、10年間先の平成27年度から36年度までの試算でお示しをいたしました。そのときの、今私の手元に持っておりますけれども、当時の町税の試算値の試算の前提といたしまして、平成25年度以降の町税の決算額の平均伸び率、約1.2%というところで、それを試算の下に財源のほうを得ながら計画を立てておったわけでございますけれども、ご承知のように、非常にコロナの影響を受けまして、かなり税収も厳しくなっております。

1.2%の平均伸び率というのは、今の令和3年度の段階では全くちょっと異なるような背景になってまいりましたので、以前の本会議でも、議員からご指摘ございましたように、今ちょうど、この財政計画の見直しのほうを策定後数年たっておりますので、ちょっとコロナの影響のところの入りのほうの歳入のベースのところは非常に見通しが利かない不安定な部分多々ございますけれども、今こういうコロナ禍を受けたところの財政的な、じゃ向こう3年、もしくは5年先はどうなのというのを再度財政当局として今検討しております。非常に数字的に出しづらいとか、試算しづらい部分多々ございますけれども、なるべくしっかりしたところの数字でもって、じゃどうなのかというところの今試算をしております。何らかの形でまたお示しできる機会を、将来何らかの形でお示ししたいと思っておりますけれども、非常に今厳しいです。

先ほどの義務的経費と投資的経費のお話も出ましたけれども、投資的経費が今年度は、前年対比で3.5%ということで、構成比が昨年の前年比の13.6%よりかなり落ちてきております。今おっしゃったように、その内訳としては、自由通路の事業がほぼピークが過ぎたところの部分で構成比そのものが落ちておるんですけれども、まだまだそちらのほうのその他事業の費用も多々これは必要となってきましたので、今回の骨格的予算ということで、先ほど総務課長申し上げましたけれども、あくまでも義務的経費と、どうしても必要な継続的事业の部分を中心としたところの予算編成になっております。

ですので、6月にまたお示しするというのを総務課長申し上げましたけれども、今の段階のベースでは事業費として約2億円ぐらいという試算はしておりますけれども、これは議員おっしゃるような、今後の状況によってはできない事業も、先延ばししなければいかん事業も出てくるかも分からないですね。非常にこれ厳しい状況ですので、財政的余地はどうだということで、先ほどご質問ございましたけれども、非常に今新しい事業をこれから起こしていくというのは、かなり、当然経費もかかることですので、しっかりそこら辺は精査しながら、財政当局として、どうしてもやらなければいかんことは、なるべくやれるところの部分まで削ぎ落してやらざるを得ないケースも当然出てくるでしょうし、優先順位をしっかりと見極めまして進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

そうですね、一般論的ですが、税収は減るよと、しかし、やるべきことはやらなければいけないよというようなことで、おっしゃるとおりだと思うんですが、これは、これにより、コロナもきっかけとなって、財政が縮小して、投資的経費が縮小していくということが考えられるわけですが、そこで心配されるのは、今、事務方でも内容を精査していると思いますが、その公共施設の老朽化ですよ。これが本当に待たなしのところもあるという感じですよ。

これは長寿命化計画で手当てするわけですが、しかし、それも限界があつて、建物自体が本当に古びた感じというものを醸し出しているところがあるわけですね、いろいろなところで。

ひとつ例を取れば、総合福祉センター、今体育館のところは造っておりますけれども、総合福祉センターのところも、夜になるとゴースト化しております、いつまでこれやっておるんだと、いつまでこれ放っておくんだというふうに思うんですね。

それから、まだありますよ、公園でも手当てをしなければいけないところも放ったらかしになって、本来水を流している源氏塚のところですか、本来水を流して整備しておかなくてはならない公園ってありますよね。特に、これはもうずっと、かなり前にやったんですけれども、水を流して、水を入れることによって成り立つ公園でも干からびたままで、放ったらかしになっておるんですね。笑い事ではないんですわ。

そういうところを見るたびに、一体町の行政って何だろうというふうに思わざるを得ないわけ。そういうところ、今度このような財政になって、果たして目を向けてそういうところをきちんと改善していく能力というのが、体力というのがどれほど残っているのかということもすごい心配なんです。それで私お聞きしているわけですが、やるべきことをやるというだけけれども、それはそのままにしておいたって、先送りしたって別に何も問題ないかもしれないけれども、町全体というか、町がそのような状況になるということは、やっぱり避けなければいけないですね。

その点から非常に私は心配をしておりますので、今総務部長の答弁は、新規は差し控えるみたいな話あったけれども、だけれども、今やるべきこと、もう既に手を入れていなければならないことについてもやれていないという現状があるもので、心配して申し上げているわけで、その辺のところは、お金がないからしょうがないで済むのか、しっかりと財政当局のコロナ禍で皆さんの責任じゃないんですけれども、減収になったということは。何も皆さんの責任でなくて、仕方のないことだけれども、それによって影響を受けることについて、どのようにクリアできるのかというのは、ものすごい大きな課題だと思うの。その辺のところ、今すぐ回答があるわけではないけれども、やっぱりしっかり抑えながらやっていくということが必要ではないかなということを一言申し上げておきたいと思います。

○総務部長 浅野幸司君

いろいろご指摘いただきましてありがとうございます。

今、公園等、施設も放ったらかしにじゃないかということのご指摘ございましたけれども、実は旧老人福祉センターにつきましては、既に今回お示しを、全協でご説明をさせていただいた個別施設計画のところ、廃止のほうは町としては決定をしております。ですので、取り壊しして駐車場の利活用等するという方向も含めて、方針はもう決まっております。いろいろそこまで至るまでに、担当課当局と財政当局、いろいろな関係部局と調整をしまして、

そういう結論も出ております。公園につきましても、しっかり実際のところの今後の利活用も含めどうするかというのは、各担当のほうで鋭意日頃から検討はしておりますので、その中で最終的には財源どうするかということになってくるんですけども、施設の取り壊しするためにも5,000万円、6,000万円、最低整備費も含めてかかるという試算まで実は持っております。

ですので、全く放ったらかしで、そのままにということじゃなくて、今後どういう、それがいつのタイミングでやるかというのが、非常にこれ優先順位のところでどうだということころはございますけれども、今いろいろご指摘いただきました町の公共施設等、全般的なものを含めてしっかりと、現状も、当然危険が伴うところは緊急修繕等もやらなければいかん部分が出てきますけれども、しっかりそこら辺も見据えながら今後も進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○副町長 河瀬広幸君

いろいろとご指摘ありがとうございます。

先ほど源氏塚公園の話が出ましたですね。あれ水処理施設で、昭和、平成から佐屋川の水を浄化して、そして、この中で小川を造って、それをまた佐屋川に戻すというような水処理施設でございましたが、これも目的は達成したということで、既に水処理施設を改修しまして、今は、その施設を撤去しまして、通常の公園の中の、もう少し近いところの中で既に整備は終わっておりますので、そういうものを含めて、これから公共施設の整理統合、これも含めた上で、しっかりと長寿命化計画の中でやっていきたいと思っていますので、源氏塚公園はそんな形もありませんので、ご理解いただきますように。

(発言する声あり)

そうですね、ですから、それは既にありませんので、しっかりとその辺を踏まえてやっていきたいと思っています。よろしく願いします。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、総括を終わります。

続いて、歳入について、10ページから25ページまでの質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

先ほど総括のところ、地方交付税からいろいろ確認をしました。そのことで、じゃ実際に歳入のところ、大体いつも町税のほうが予算の大体半分を占めるのが蟹江町で、今回も50億円弱です。実際に、じゃ昨年の予算額と比較して、町税自体も2億6,700万円の減収ということなんです。

先ほどの地方交付税や地方特例交付金は、それぞれ1億8,000万円と9,000万円増で迎えています。そもそもの個人、法人、固定資産税の本年度予算なんですけれども、これって実際にどうやって、分かりませんよね、実際どれだけ法人にしても、個人にしても、所得は下がるという状況、先ほどからずっと言っているコロナの状況の下で。今年についても税収がなかなか見込めない段階で、減った分については、先ほどの税収なんかの補てんとかがあるんですけれども、じゃ実際に、この金額を2億6,700万円の減収の根拠というか、その辺についてどうですか。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今、ご質問いただきました個人町民税、法人町民税、固定資産税の、どのように計算したかということですね。

まず、例年予算を立てるときは、前年の実績ですね、例えば令和3年度でしたら、令和2年度の課税状況、調定額とか、そういったものを参考に算出してまいります。法人町民税につきましては、今でも申告あってどんどん調定が上がっている時期でございますので、前々年の10月から9月までというところで数字を出して、それを実績とみなして計算してくるわけなんですけれども、今回はそれに対してコロナの影響でどれぐらい下がるかというのを税目ごとにパーセントを掛けて調整しております。

その具体的な数字をどうやって出したかというのは、これは本当に分からないものですから、いろいろ国が出している資料ですとか、そういったものを参考にしながら、蟹江町ではこれぐらいのパーセントを下げようということで計算しております。

例えば、個人町民税ですと、均等割と所得割とあるんですが、影響を受けるのは所得割のほうでございます。所得割につきましては、実績額から8%下げて計算しております。収納率も若干下げて計算させてもらっています。法人につきましては、こちらも均等割と法人税割というのがございます。法人税割につきましては、実績額から30%下げて今回試算しております。

まず、その主だった税目のところはそこで、あと固定資産税ですね、固定資産税につきましては、コロナの影響というのは、本来直接はそれほどないはずではあったんですけれども、たまたま令和3年度は評価替えの年になりますので、評価替えの年は3年ごとに来るんですけれども、毎回家屋が、経年減点補正率がかかって下がることによって、今回は約2,900万円の減になるということで試算しております。あと新型コロナの軽減措置がございました。事業用家屋と償却資産、そちらのほうで全額または2分の1の減額措置がございました。そちらのほうで予算を立てた段階では、8,000万円下がるということで想定して今回は予算を立てております。

現実には、今出ている、この間一般質問でもございましたが、現時点で試算している数字ですと、実際には8,629万円ほど下がるということで、ほぼ予算の見込みに、本当に想定は

できなかったんですが、近づいた数字で実績も上がってきております。主だった税目については、以上のような考え方で計算しております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

今、どうやって出したかと、本当に難しい算出したと思います。所得に関しては、やはり均等割はそう変わるわけじゃない、やっぱり所得が影響して、大体8%で、収納率も若干落ち込むだろうということも予想して出してきたみたいなんです。法人税が30%、確かにこれは本当に落ち込むのが目に見えて分かる現状です。

この間の一般質問でも聞いて、固定資産の軽減措置について8,000万円ぐらいで、現状8,629万円が軽減される予定ですということだったんですけれども、さっきちょっと聞いて、12ページに新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金、これ先ほど総務課長も、これが固定資産の軽減に予算化されて、これ国の軽減のやつですので、国が補てんしてくれるということだったんですけれども、ちょっとこれって実際、この3,300万円って、これ本当に何でしょうか、お願いいたします。

○総務課長 戸谷政司君

ご質問ございました新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金のお話でございます。こちらにつきましては、今議員おっしゃられましたとおり、固定資産の償却資産と家屋に関するところの軽減措置に伴うところの減収補てんでございます。こちらにつきましては、町の試算としては、約8,000万円というところで試算をさせていただいたというところでございますけれども、国・地方のほう、地財計画のほうの計算によりますと、試算ということで3,300万円を計上させていただいたというところでございます。こちらについては、あくまでも現時点の試算というところでございますので、実績等を含めてここの数値が変わってくるということは考えられますけれども、現状といたしましては、3,300万円を取りあえず計上させていただいたというところのものでございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

実際には国のほうと、県も3,300万円と予想しておったんですけども、実際、町の予算的措置は8,000万円ぐらいかかって、実際にはほぼそれに匹敵するぐらいの申請があった。これ令和3年度分で今回の予算ですので、これってちょっと確認しますけれども、全額公費負担でしたよね。ちょっとその辺、最後に聞いて終わります。

○総務課長 戸谷政司君

議員のおっしゃられますとおり、こちらについては、公費負担になるというところで伺っております。現状約5,000万円ほどの乖離があると思いますけれども、こちらにつきましては、今後の実績等によって、こちらのほうが埋められるというところで認識をしておるもの

でございます。

以上でございます。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、歳入を終わります。

ここで、消防長、教育部次長兼教育課長、上下水道部次長兼水道課長の退席と、政策推進室次長兼ふるさと振興課長、政策推進課長、安心安全課長、住民課長、会計管理者の入場を許可いたします。

入れ替えのため、暫時休憩いたします。

(午前10時02分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時07分)

○議長 安藤洋一君

歳出は、款別に質疑を受け、款別ごとに1人3回までとします。

1款議会費、26ページから29ページまでの質疑を受けます。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

議員が議会費について質問でいいのかなと思うんだけど、ちょっと今回聞きたいのは、29ページの議会インターネット配信委託料について、173万6,000円ということなんですけれども、当初議員の間でも、12月のときの議員総会で予算要求として、ライブ配信も兼ねて要求しました。結果、蓋を開けてみると、録画のみということなんですけれども、その辺、蟹江町、このインターネットの配信については、決して早いわけじゃないんですよ。ほかの自治体で結構進んでいて、ライブ配信やっている自治体もありますし、せっかくユーチューブじゃなくて、クローバーテレビの画像で放映するというので、できればライブ配信、今からやるならなぜライブ配信も取り入れてやれなかったのか。局長に聞くと、却下されたと言っておったんですけど、その辺の理由というのは、具体的に何かあったらお願いいたします。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、予算査定をさせていただいた側からご答弁させていただきます。

査定の場合において、議会事務局長から、しっかりと要望のほうもしていただいて、内容も私どももしっかりお聞きをいたしました。開かれた議会の一環としてこういったケーブルテレビで放映された議会の中継をインターネットで配信するというところのご説明もございました。

実際のところインターネットで今回録画配信というのみということで、今回予算計上させ

ていただいたんですけれども、板倉議員おっしゃったように、ライブ配信のところも費用としてお示しを私どもいただきまして、ご説明もしっかりいただいたんですけれども、ライブ配信については、海部管内の市町村においては、まだそんなに、ライブの配信については、そんなに今実施していないという現状、それと、将来的にはライブ配信もやる方向には多分いくであろうと思いますけれども、今の段階では取りあえず録画配信のみというところで、録画で配信をさせていただくというところの入り口として、予算計上をさせていただいたというところでございます。今後、近隣の市町村の動向、それと蟹江町のいろいろご要望等々が、かなり今後動きがありましたら、しっかりとまた、その都度話をお聞きしまして、また検討させていただきたいというように考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

予算要求して、今のところ他市町村、近隣の市町村で確かにライブ配信まだまだやっていないのが現状です。じゃ、録画放送はだいぶ前から結構やっているんですよね。その中で、今せっかくやるんだったら、他の市町村、近隣の市町村の状況を見るんじゃなくて、先行して生ライブでやるのも一つの手だったんじゃないのかなと、今からやるなら。県内で十幾つ、11番目、12番目とか言っていたんですけども、その中に手を挙げてよかったんじゃないのかなということで質問しました。その辺、副町長でもいいですけども、もうちょっと、予算要求の中ではそういうことだったんですけども、今後の方向性も含めて。

○副町長 河瀬広幸君

開かれた議会ということで、議会事務局のほうからご提案をいただきまして、私どもも財政担当含めてしっかり議論させていただきました。先ほど総務部長申しましたように、いろいろな事情はございますが、まずはインターネット配信をさせていただいて、そういう状況を見つつ、ライブ配信のほうもということを考えてわけではありますが、なかなかどういうふうな人が本当に見えていただけるんだろうかと、いろいろなことも議論しましたので、まずはインターネット配信で、それからライブ配信に着手したいと、そんなことを思っていましたので、よろしくお願ひします。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、1款議会費を終わります。

続いて、2款総務費、30ページから79ページまでの質疑を受けます。

○9番 中村英子君

2点お願ひします。

ページ数としてはページ49、男女共同参画プランに向けてというのと、またページ57の第5次総合計画ということに関する2点です。

先に、第5次総合計画に関するものについて質問します。

この総合計画ですが、以前は、この総合計画というのは基本構想の部分において議会の議決が必要でありまして、国のほうも、その総合計画をつくりなさいと、つくって基本構想に基づいて既決しなさいというふうになっておりましたが、平成23年度の改正がありまして、この策定義務というものは、もうなくなりましたね。義務化はされておられません。そして、これは市町村独自の判断でやりなさいという取り扱いになっているかと思います。

ですので、今回、この総合計画というのが出てきたときに、うんとちょっと思ったんですが、従来どおりのやり方で、10年単位でやるよというようなやり方でやってきているんですが、この総合計画というものが義務化されていないということにもかかわらず、同じようなやり方でやっているというのは、もっと角度の違う検討、総合計画の在り方そのものについての検討というものはされたんだろうかというのが非常に疑問なんですね。

と言いますのも、この総合計画つくるに当たっては、かなりの時間と労力、費用がかけられております。町民の皆さんにも参加していただくということでかけられておりますが、その総合計画の必要性についての議論というのは、どれぐらい行われているのか、まず、それについてお伺いをしたいと思います。

そして、この総合計画の中で資料を出していただきました。この総合計画の中で、住民の意識調査とかアンケート調査というものの一覧表を担当のほうの課から出していただきました。この内容を見てみますと、ちょっと一定の方向性というのが見えますが、これ、じゃ2番目の質問にしまして、あと49ページの男女共同参画プランについてですが、これも5年ほど経過することになりました。そして、これに基づいてイベントをしたり啓蒙をしたりしてもらって、それなりの一定のこともあったんじゃないかなというふうに思いますし、また、町の職員の課長さんが、女性が増えまして、そして、本当にちょっと雰囲気も変わってきたなということで、皆さんのやっていただいたことに一定の効果というものがあったかと思うんですが、しかし、次のプランの作成に向けて、どのようなことを視点にしていくのかということをよく考えないといけないと思うんです。

そこで、今その、以前の策定プランというのは、何といたらいいか、統計的、体系的というようなものなんですけれども、今コロナの中で、女性が非常に厳しい状況に置かれているという実態が報道されています。男性の倍以上の人が失業をしたり、そしてまた、亡くなる、自殺する女性も増えているという、コロナというものがいかにその女性が差別され、不利な立場に置かれているかということをも明らかに表面に出してきたなという感じがするんですね。

それで、その視点というものは、従来のプランの策定でできて、効果のあったことと並行しながら、もっとそのところに目を向けながら策定の中に折り込んでいく、重点的な対策にしていくという視点も必要かなと思いますけれども、このプランの作成に向けての考え方というものが当局として何かあるのであれば、それをお伺いしたいと思います。

○政策推進課長 北條寿文君

2点、今ご質問いただきました。

まず、総合計画の検討ということで、そちらのほうからご答弁申し上げます。

これ、今、議員からお話しいただきましたとおり、もともとは地方自治法の中で、第2条第4項の規定で総合計画をつくらなければいけないという義務がございました。これが23年度の改正によりまして、義務化が解けたわけですが、今現在、町が各種個別計画も含めて、あらゆる分野で計画それぞれ持っておりますが、やはり総合計画というのは、全ての分野を網羅的に一元化したやはり大事な計画であるということをもとに振り返りました。なくすかどうか、当然なくすという選択肢もございましたが、ここは自治法が改正されたとき、そしてまた、今回の策定に取り組んだ平成30年度のスタートのときに一定の協議をさせていただきました。まず、やっぱり町として自治基本条例ですとか、まちづくり推進条例といったものを持っておりませんので、そういったものがあれば、きちっとまちづくりの方針を条例化して、それで一定の方向性を示すという選択肢もあったわけですが、そんな条例も今すぐにつくれるわけじゃないという状況の中で、やはり各分野全てを束ねた総合計画をなくしてしまうと、個別計画が向かっていく方向性も含めて、なかなか束ねるものがないということで曖昧な位置付けになってしまってもいけませんので、総合計画はやはり町の最上位の計画として大事なウエートを持って策定しようということで、結論に至ったということでございます。

もう1点、男女共同参画プランの次期プランに向けてということで、今コロナ禍で女性の方々が不利な立場に置かれるというところで浮き彫りになってきたというようなご指摘もございましたが、町としましては、これは男性か女性かというそういうくくりではなくて、男女共同参画、男女という言葉がついておりますが、次期プランにおきましては、ひとつダイバーシティという考え方ですね、男性か女性か、また、それ以外の今性の捉え方ということも難しい中で、それぞれいろいろな人がおみえになりますが、活躍したい、何か社会に出て一生懸命活動したいと思っている方ができないと、そんなことが起きないように多様性を重視したプランを策定していきたいということで、今現在方針としては持っております。

その策定の仕方については、まだこれから業者なんかも決めて詰めていきますので、また後ほどご答弁できればと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○9番 中村英子君

総合計画についてですが、今お話あったように、義務化はもうされておられませんね。以前は義務化されておりましたので、あらゆる市町がほとんど同じような感じで、同じような内容でつくってきたかと思いますが、義務化されておられませんので、蟹江町は蟹江町独自のつくり方をしようと思えばそれもできたわけですが、今説明あったように、総合的で体系的に全てのものに対して上位にしていきたいというようなお話がありました。しかし、考え方によ

っては、今、町長選挙間もなくあるわけですよ。ですけども、じゃ、首長の姿勢と総合計画はどうなんだ、その関係はというところもあるかと思うんです。

ですから、その町の問題とか、その町の特徴というものを捉えて総合計画をつくっていくということが大事かなと思うんです。

そこで、町長にちょっとお伺いしますけれども、この総合計画において、何が特徴的なのか、自分がこれからも町長やっていくおつもりで、10年間もこの先やっていくおつもりで10年計画をつくっていると思うんですけども、どういうふうなことを町の特徴として捉えているのか、この総合計画の中には、そういう特徴というのが捉えていないのか、どうなのかということをお伺いをしたいと思います。

今も言いましたように、一般的な総合計画をつくる必要がなく、蟹江町に即した総合計画であるべきであって、その視点というのが果たしてあったんだろうかということ、このことをちょっとお伺いしたいと思います。

以上です。

○町長 横江淳一君

それでは、中村議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、10年間やるのかどうかと、それは全く分かりませんので、首長選挙に今出馬をさせていただくということについては事実として、ここで認めさせていただきたいと思います。

また、首長と総合計画の関係でありますけれども、確かに義務化はないから、じゃ、やめてしまって新たな方法と、先ほど担当の課長が言いましたように、そういう議論も実はございました。しかしながら、今まで第1次、第2次、第3次、第4次、中村さんも多分第1次からは関わっていないですか、第2次からでしたよね。「かわ・ひと・まち 表情豊かないきいき小.都市」は第3次でしたね。そこから我々も商工会のメンバーを通じて、やっぱり川を中心としたまちづくりというのは必要ですよということ、皆さんが一丸となってやったということです。

これは、川から恵みを受けたこともあるし、川から大きな被害を受けて甚大な損害を出したということも含めてでありますけれども、そういった移り変わりの中で10年間、そして3年ごとの見直しも含めて、我々も一緒にやってきたつもりです。第4次総合計画に至っては、「キラッとかにえ 明るい未来が見えるまち」、これも川に目を向けるとともに、蟹江町というのは、やっぱりきらりと光るいいものを持っているんだ、ポテンシャルはあるんだということで議員各位にもお願いをし、官民一体となって、まずはやっていかなければいけない、私の中での協働のまちづくりというのをひとつ大きな課題として上げた、この1つの大きな流れをつくっていただいたのも事実であります。

第5次総合計画につきましては、コロナ禍の中で義務化はされていないというものの、やっぱり蟹江町の最上位計画としてひとつつくっていききたいという考え方が私のときにござい

ました。この町長選挙でどういう形になるか分かりません。また新たな施策を、またつくっていただくことになるのかも分かりません。しかしながら、やっぱり蟹江町、132年の歴史の中で、段階的な分で発展をしてまいりました。今後、高齢化少子化、そしていろいろな変化がこれから来ると思いますが、それに10年前にそれを想像できる人というのはまず、ほぼほぼおみえにならんと思いますが、そのときに最上位の、最大の計画を立てるとというのが我々まちづくりを担当させていただける責任者としての義務、責任だというふうに思っています。

また、議員各位にそれぞれ天変地異が起きたときだとか、いろいろな事情が変わったときには、当然また上位計画の中での大きな流れを変えていかなければいけない、これが首長の考え方だというふうに思っていますので、基本的には大きな総合計画をつくるというのは必要だというふうに思っています。

ちょっと答えになっているかどうか分かりませんが、また何かありましたらご質問いただければありがたいと思います。

○9番 中村英子君

やっぱりあまり答えになっていないよね、今お聞きした時点では。どういう特徴があるのか、ないのかということもお伺いしましたが、今のお話はお話ですが、補足資料というものを出示していただきましたね。これは担当課から出してきました。住民が蟹江町のそれぞれの施策をどのように思っているかという、このアンケートや、それから住民意識調査によるものなんですが、この一覧表を見せていただきました。

これの請求をしたときに、教育長はあれですよ、何か、こんなものは変化するものだというような、何かちょっと私理解、ようそんな答弁するなと思って、変化するものだと言って、あまり気にしていないのかね、どういうふうな結果が出ても。ちょっと無責任なことを言うなど、そのときは思ったんですが、ここで、もちろんこの意識調査、絶対的なものでもなければ、変化しないものでもないんですね。いろいろな条件によって変化もするし、絶対的なものではない、一つの目安を見て取りたいということだと思んですが、ですけども、この一覧表から伺うと、一つの方向というか、一つの現象というものがあるということが分かったんですね。

それはお手元に、ちょっと課長も、理事者の皆さん、資料あるか分かりませんが、どういう特徴があるかという、これ後でまた一般質問等でやらないと、ちょっと時間的にないので、できないので、今日はちょっとさわりだけなんですけれども、特徴があるんですね。それは例えば住民が関わることにする調査度が低いという話があるんです。例えば住民同士の支え合いとか、地域福祉活動に関することや、あるいはまた、スポーツ活動に関することや、それからまた、町政への住民参加や参画、また町内会への地域活動や活動環境に関するボランティアやNPOの活動とかに関する満足度とか、町の広報や広報活動や情報活動の満

足度、つまり非常にその地域における人間関係を疎遠にするような、そういうことに対する意識調査が、非常に年々下がってきているということが、これ見て取れるんですよ、ここの特徴としては。

地域社会がやっぱり非常に人間関係が薄れ、活動が低下しているという特徴がここから見て取られるわけですよ。これをやっぱりちょっと抑えないといけない、これから推進するに当たってですよ、抑えていかないといけないんじゃないかなと私思うんです。

この総合計画の中での評価の仕方は、例えば町が持っているメニューですよ、イベント、いろいろなことに対して町がこういう仕掛けをする、そのイベントやそのメニューに対して、どれだけの人が参加しているかという、その数で、今日は100人だったけれども、次は200人だったでよかったわみたいな、そういう物事の評価の仕方になっているんですけども、実際のところ、この特徴を見ると、地域社会、人間関係というのが非常に薄れているという特徴は見て取れるんです。

ですから、蟹江町はここから何を学んで、何を施策としてやるかということをお皆さん検討してもらいたい、推進するに当たっては。単にお金を出して施設を立派にするということではなくて、とても大切な地域社会がどうなっているのか。例えば老人クラブなんかもやり切れないで、年々予算もちょっと低下してきていますけれども、やり切れないで解散していくとか、本当に存続は難しいとか、例ですけども、これは一つの例ですけども、そういうふうになっていたり、スポーツの参加者なんて非常に現実的に減っている。そしてまた、ボランティアというの、ものすごい減っているんですよ、ボランティアというのは。

この地域福祉活動というのがあるんですけども、その中でボランティア活動というのは、平成27年度に比べたら半減しているんですよ、人数と団体というのは。年々ものすごく減ってきているんですよ。ボランティアというのは育っていないということが、この数字から見て取れるわけで、そういうところをやっぱり着眼点としてつくった総合計画ですから、皆さんは皆さんの思いというのがあるかと思うんですけども、これはやっぱりここを視点に置いていかないと、行政のやっていることは空回りしたり、上滑りしたりするんですね。

ですから、私はきちんとかこの結果に目を向けながら、その点についての施策も併せてやっていく必要があるよと、そういうことをちょっと申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政策推進課長 北條寿文君

本当に貴重なご指摘ありがとうございます。

アンケート結果だけでなかなか全てがはかれるものでは当然ないんですが、今おっしゃっていただいたとおり、結果、一つの数字として現れている指標になりますので、しっかりと町としては、今これ真摯に受け止めながら、第5次の総合計画のプログラムを検討した結果が今お示ししてきたものでございます。

そんな中で、今おっしゃっていただいたとおり、まさに今回総合計画の中で、将来像を掲げたページのところに、若干の説明文を用意しております。機械化や情報化など、科学技術の進歩に伴い、人々の生活行動様式や価値観、社会経済環境が変化し、相互の関係が希薄になっている今日だからこそ、本計画の推進により当町の魅力を高めながら個性を伸ばし、人や社会を思いやる粋なまちづくりに取り組めますということが今回の第5次総合計画の肝でございます。

本当に、今ご指摘いただいたとおり、地域の間人関係、特に大規模災害なんかも見据えますと、本当に共助の力、自助の力というのが本当に必要だと思います。そのつながりをつくっていくべく定めたものが今回の重点戦略になりますので、今議員からご指摘いただいた思いと、その内容をしっかりと重視して、今後、来年度以降しっかり3カ年の中で実施計画をつくってまいりますので、具体的な個別の施策のほうに反映できるように、しっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

71ページの個人番号のことについてちょっと聞きたいんですけども、今国のほうも躍起になって発行枚数が少ないということで、2割、3割しかまだいっていないと、このままいくと、前の住民基本何とかカードと同じような状況になってしまうということで、この間、昨年国民1人当たりに対して10万円の給付があったときも、このカードがあれば、もっと早く配れた。あれ配り方がまずかっただけで、ちょっとその辺も問題があるんですけども、今全体、今回予算で、じゃ、今年1年国からどのぐらいの交付を求められているのか、その辺の状況をお願いいたします。

○住民課長 飯田和泉君

ただいまのご質問にお答えいたします。

国としては、令和4年度中に全国民がマイナンバーカードを保持するということで考えているというところがございます。今、蟹江町の交付率といたしまして、2月末では25.6%となっておりますので、令和2年4月1日から比べますと、11.6%のアップとなっております。こちら令和4年度中の皆さんが持つということを目指しまして、また交付率を上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

そうなんですよ。まだ現在自体25.6%、2月末現在で。その状況を国もすごいんですよ、令和4年度までに全国民にとって、確かに、ついこの間、何か国のほうもこんなマイナンバーカード交付申請というのを、まだ申請していない人に送ってきたんですけども、まだ間に合いますよ、マイナポイント5,000円がつかますよとかやっているんですけども、実際に、

じゃ、そこまで、国も地方公共、市町村の職員に全員ちゃんとつくりなさいとお達しも確か来ているみたいだけれども、その辺でまず自分たちがつくって、蟹江町の町民につくってもらおうと、じゃ、実際に多分令和4年度までには、そんな全国民というわけにはいかない状況で、多分これからもっともっと国も言ってくるはずですよ。まだまだ、せめて半分にしろとか。そんなことで、じゃ、実際にどうやって町民に、でもつくったはいいいけれども、管理もあって、適当に置いている人もいっぱいいるんですよ。高齢者、特につくった、顔写真がついているから、自分の身分証明になるということで作る人もいる状況で、じゃ、実際持ち歩いて落したら大変だよとよく言うんだけど、その辺というのは、申請来たときに、管理の方法とか、その辺、ひょっとして情報漏えいの可能性も出てくるから、管理をちゃんとしっかりするようにと、その辺というのは、説明しているのか、何しろ申請してくださいと、ただそれだけお願いしているのか、ちょっとその辺、お願いいたします。

○住民課長 飯田和泉君

ただいまのご質問にお答えいたします。

もちろん交付のときにはそういった説明をさせていただいております。今後も保険証利用や免許証という話も出ております。ますますマイナンバーカードは重要性を持ちますし、安全性にも気を付けなければいけないというところがございますので、その点で説明をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、2款総務費を終わります。

ここで、政策推進室次長兼ふるさと振興課長、総務部次長兼税務課長、総務課長、政策推進課長、安心安全課長、会計管理者の退席と民生部次長、環境課長、子ども課長、保険医療課長、介護支援課長、健康推進課長の入場を許可いたします。

入れ替えのため、暫時休憩いたします。

(午前10時38分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長 安藤洋一君

続いて、3款民生費、80ページから115ページまでの質疑を受けます。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

ページ数と言われているんですが、ちょっとこのページ数ではなくて、予算の計上が必要だったのではないかなということちょっと質問をさせてもらいたいと思います。

今、総合計画の中で、アンケート調査や住民意識調査で満足度、様々な満足度が非常に下がっていると、下がっているという、この傾向が見られるよということを私お伝えしました。満足度が上がると、自分たちの住んでいる町はいい町だというふうになるんですけども、どんどん下がっているよと。これは、これだけ下がっていると、何が低下するかというと、その地域力というのが低下してしまうんですね。地域の力というのが低下していくということだと思えます。

町長も以前は、そういうことを言っていましたね。地域力を高めなければいかんと言って、地域力だったよ、あれどこへ行ってしまったのか分かりませんが、前、何か町長がそんなことを言っていた記憶がありますね、地域力が必要だと。しかし、今現実下がってきていると、そういうことなんです、そこで、蟹江町は福祉計画、地域福祉計画というのを出しています。あまりにも計画をたくさん出すので、あまり計画つくるななんて言ったこともあります、一応、この地域福祉計画というのが出ておりますね。

それで、出ているんですけども、今国のほうで、この社会福祉に関する法の改正というものがあまして、今、福祉では地域共生社会の実現ということをやっていますよね。これは今言ったように、地域が崩壊しつつあるし、弱者が救われないう現状がありまして、国のほうでも、この福祉計画に地域共生社会というものをきちんと入れていきましょうというものです。これ任意ではありますね。まだ義務付けされておられませんので、任意でありますけれども、そういうものがやられております。

これは、何を目的としているかということ、今も言ったように、地域力を高めるためなんですけれども、具体的な事業として、重層的支援体制整備事業というのがあるので、これは、民生部はご存じだと思うんですけども、重層的支援体制整備事業というのがあります。これによって、高齢者や障害者、子ども、生活困窮の、今制度ごとに分かれている、部分、部分に分かれて対応しているその相談支援を本当にワンストップ、一元化して、そして、ここでそういう、あらゆる悩み事や、あらゆる相談に対して対応しようという方針が打ち出されております。これは任意事業に残念ながらなっておりますので、手を挙げてやっている自治体と、全く手を挙げてやっていない自治体とあるんですね。これが令和3年度4月1日から施行されるというか、対象になっている事業というふうになっていきますので、新しいことですから、今すぐ手につかないかもしれませんが、国のほうでは、今私が言ったようなことをきちんと対応すべく法整備をしております。

このことは、本年度の予算に何らかの形で出てくるのが望ましいというふうに思っておりますけれども、しかし、現時点では出てきておりません。以前に紹介されました地域福祉計画というのは、令和2年、去年の3月にいただいておりますけれども、この中には、その精神は、こうしようということはどうたわれておりますけれども、具体的な制度として、これをやっということがないわけですけども、このような法改正に伴う地域福祉

の政策というものについて、ちょっと予算に計上されていないということが残念ですが、どのような取り扱いを目指しているのか、お伺いしたいと思います。

○民生部長 寺西 孝君

今、議員のほうから地域共生社会についてのご質問をいただきました。

私ども、令和2年度から7年度、これ6年かけて地域福祉計画を策定いたしまして、地域の共生社会の実現に向けた取り組みについて、少しお示しをさせていただいております。

地域共生社会、これ住民の皆様と関係機関が共に取り組みや、そういったものを生かしながら、お互い様と言えるような、そんな思いやりのある暮らしを目指すというところでやっております。今、こちら、一般会計ではございませんけれども、介護保険特別管理のほうで、生活支援体制整備事業を展開しております。

今、議員おっしゃっていただいたんですけども、まず、町全体の取り組みといたしましては、それを第1層という形、中学校区で協議体を持って、中学校区、蟹江町ですと、2中学校区ございますので、それを第2層として、それぐらいの単位で、どうやってやっていったら地域が共生していく社会が実現できるんだろうかというところの取り組み、さらには、5つの小学校区、これは住民参加型で、これを第3層といたしまして、地域福祉懇談会等々を開催いたしまして、地域の中での福祉の実現に向けての取り組みをしております。将来的には町内会単位で、第4層といたしまして、幾層にも分かれる形でそれぞれの方が地域の中で安らかに過ごしていけるような、そんなまちづくりを今やっております。

ご指摘のように、今いろいろなアンケート調査を取りますと、確かに少し人と人とのつながりが希薄化している現状がございます。そんな中にありまして、私どもといたしましては、例えば民生委員の方々でありますとか、嘱託員の方々と、そういった町の中心を担っていらっしゃる方等を通して、住民の方々といろいろな生活課題等を掘り起こして必要な施策を打ってまいりたいというふうに考えておりますので、総括的なお話で申し訳ないんですけども、徐々に取り組んでいきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

これは、今言ったように、その共生社会の実現に向けてということで、個々そういう取り組みもあるかとは思いますが、大事なことは、この重層的支援体制整備事業というのは、行政の中に、つまり、あらゆる悩み事や心配事や相談事に対して、1カ所で、そして総合的に、その人を支援しなさい、1人も取り残してはいけないよと、そのために庁舎内に制度をつくりなさいということがうたわれているんじゃないでしょうか。

それで、現在の現実問題として、じゃ、今相談係はどこにあるかと言ったら、住民課のと

ころに町民の相談係というのがあるんですけども、そうではなくて、全てのお悩みを引き受けるというやり方をしなさいと。例えば、もう一つの係では大変ですし、民生部というのは、民生部の中ですけども、課では大変ですので、例えば住民相談課というのをつくってしまうとか、それから地域福祉課というのを新たにつくって、そこで、そういうものに対応しないさいとか、そういうふうになっているんですよ、地域福祉課というのは。

だから、それで、今部長が言ったとおりで、少しずつそういうことをやっても浸透なかなかしませんし、本当に生身の人が今必要としている問題に対する対応、手当てというのはどうするのかというところをまずやりなさいというのが国の方針なんですよね。

ですから、それに基づいて蟹江町も、今総合計画の中でも地域福祉とか社会福祉というのは位置付けられていますけれども、そこにきちんと明記して、そういう体制を町の中につくっていく必要があって、それが今年度からやれるものですから、今年度予算でも多少その方向がないかなと思ったんですけども、そういうことないんですが、そういうふうに独立して、地域福祉課みたいなものをつくって、そこで対応しなさいというこの国の方針、義務化ではないですよ、努力義務ですけども、そういうふうにして、共生社会をつくり、1人も取り残さない、という形を取りなさいということが言われているわけで、それに対しての予算化というのが、ちょっと今は難しいのかもしれませんが、当然考えていかなければいけない問題だと思うんで、これは担当部長に言ってもいけませんし、これから10年間総合計画でやっていきたい町長にちょっとお聞きしたいと思うんですけども、そういうふうに、独立したものをつくり、そして相互横断的に対応するということをやらなければいけないよと、そういう時代だよということについて、お考えがあれば聞きたい。

それから、部長には、緊急小口資金や、それから総合支援のことで、何回もお聞きしました。それもどんどん人数も多くなり、そして借りる金額も多い人では200万円も借りているみたいな状況になっていますが、ここも大変なんです。

そこで、ちょっとお聞きしますが、さっきも言ったように、女性が自殺したりしているというお話がありますけれども、現実に蟹江町では、そのようなことというのが、ないとは思いますが、実態はどうなんだと。女の人が非常に困っている実情や相談というのはどうなんだということをまずお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

10年間の総合計画の話はちょっと置いておきまして、まさに中村議員のおっしゃるとおり、これ本当に必要なことだと私は思っています。

今回、私の考え方の中で、10Kというのは、協働のまちづくりというのがひとつコアにあるわけでありまして、それよりも何よりも、今国連の憲章であります、いわゆるSDGsの中に、貧困、1人も取り残しては駄目だという、そういう強いメッセージがあるというのを十分分かっております。

ですから、弥富市の十四山支所につくりました成年後継人、町では基幹相談センター、これも強い要望をいただき、やっと実現することができました。もう少し早くやりたかったんですが、やっとスタート、昨年の12月からしております。これも議員各位の本当にお力添えのおかげだと思っておりますし、このことについては、どういう名前か分かりませんが、前から言われております、そこへ行けば何か相談の窓口にもなるんじゃないかなということも考えておりますので、これは非常にいい考え方だと思いますので、しっかりとこれ前向きに考えていきたいと思えます。

ただ、予算に入れるかどうかについては、すみません、骨格予算ということで、6月、もしもそういう相談ができれば、ちょっと人数のこともあるかも知れませんが、非常に今コロナ禍において、非常に厳しい方、よく私のほうにも相談いただきます。前向きにというのか、一遍これは考えるべきことだというふうに今思っておりますので、またお力添えいただければありがたいと思えます。

○民生部長 寺西 孝君

議員のほうから、女性のところでのご質問を頂戴いたしました。

先ほど2款のところでもご質問ありましたように、今女性をめぐる雇用環境、本当に厳しいところにあるというふうに認識してございます。

先ほど議員おっしゃいましたように、女性の雇用者数につきましては、恐らく失業された方でございますけれども、男性の約2倍というのが総務省の労働力調査からも明らかでございます。女性の多くは、やはり飲食業でありますとか、物品販売等のサービス業に従事されていらっしゃる、そうした非正規の方が非常に多い、そういうところで今回のコロナ禍で非常に大きな影響が行って、職を失われたり休業になってしまった、そんな女性の方が大勢いらっしゃるように思っております。

さらに、今、エッセンシャルワーカーの件でございますけれども、医療や介護、保育に従事される方、これも女性の方非常に多いところでございます。逆に、こういった方々はコロナの影響で仕事量が大変増大して、負担が急増しているところであるというふうに認識しております。

今、議員から自殺等々のご質問についてありましたけれども、当町につきまして、特に認識はしておりませんが、以上のような、こういった客観的な事実からも女性を取り巻く環境というのは、今非常に厳しいということは十分に承知をしておるところでございます。

今、社会福祉協議会にお願いをしております特例貸付でありますとか、総合貸付の関係ですけれども、既にもう400件を超える件数も来ておまして、これも女性の方、大変苦勞なさっている現状は私たちも承知をしております。

したがって、今地方創生の臨時交付金の使途でございますけれども、やはりこういったところに町独自の支援を充てるのが非常に大切ではないかというふうに考えておるところ

でございます、そこにつきましては、できるだけ速やかに議会のほうにもお示しをさせていただきというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○9番 中村英子君

町長、前向きにいいご答弁いただきまして、やっぱりこれから共生社会をつくるに当たっては、さっきも言ったように、満足度が低くなつては共生社会というのはできないわけですので、この6月ですけれども、選挙がありますので、こんなこと言ってどうかとか、私には分かりませんが、この地域福祉課というものの是非をきちんと設定して、前向きに取り組みを制度としてやっていただきたいなということを申し上げて、終わります。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

中村さんの質問、僕としても本当によかったと、僕も議会、一般質問でも若干触れながらやって、ちょっとそれではないんですけども、まず、87ページの原子爆弾被爆者援護手当、これについて、今、毎年被爆者行脚も行われるという状況で、今、実際に、被爆者もほとんどの方が高齢化している状況で、じゃ実際に、この手当金自体、今蟹江町で何人いるのかということが分かりましたらお願いしたいのと。

あと、89ページの配食サービスの事業委託料について、617万4,000円計上しているんですけども、これ令和2年度の予算だと602万4,000円、令和1年度の決算で5,207万円でした。今、蟹江町、週5回なんですけれども、だいぶ、週1回から2回になり、今、週5回の状況で、じゃ、実際にもうちょっと増やせないのか、できれば週7回、食事は土日だろうが取りますので、そういうことを今、利用者の方の話を聞いても、土日どうしているのという話聞くと、例えば今取っているところに土日も配達してもらっている。補助はないんですけども、満額五百幾ら払って頼んでいる人もいますし、その点がもうちょっと改善できないのかと。じゃ後、連休になった場合、正月とかゴールデンウィークほか休みのときって、今、現状どうなっているのかとお願いいたします。

あと、もう1点です。111ページ、これ新規事業、最後の下にある3歳児未満児の受け入れなんですけれども、拡大事業、3,750万円ということで、これ新規の事業で、大変喜ばしいことです。

そこで、ちょうど、この事業自体、3歳未満児、ゼロ、2歳児ですよね。の受け入れ態勢を整えるということで、ちょうど、ちょっと見てみると、平成29年度の代表質問のときにも、町長も受け入れ態勢で、多分今後増えるだろうと。その辺で状況を見ながら整備もしていきたいという答弁だったんですけども、実際に今回、そのときに、平成29年度のときに、60人の枠で受け入れ態勢つくったんですけども、今回この、新たにつくるわけなんですけれども、実際に入所者の増加が本当に足りない状況で、僕も入れなかったということは聞いて

いるんですけれども、どのぐらい必要性が、入居の増加があったのか、その辺分かりましたらお願いいたします。

以上の3点です。

○保険医療課長 不破生美君

それでは、まず、保険医療課のほうから失礼いたします。よろしくお願いいたします。

傷病者福祉事業費のところですね、87ページの原子爆弾被爆者援護手当の件数ですけれども、現在受給してみえる方につきましては6名でございます。6名で月5,000円という形で支給をさせていただいております。

以上です。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、先ほどの配食サービスのご質問についてお答えをさせていただきます。

予算書89ページのところでございますが、先ほど週5日の配食サービスをそれ以上増やせないかというご質問をいただいておりますけれども、現在、配食サービスにつきましては、2社の事業者に委託をして運営をしております。

令和元年度の実績でいきますと、月平均、これは変動ございますが、大体120から130人ほどのベースで推移をしておりましたが、令和2年度に関しましては、140人を超えるような形でご利用の方はいただいております、着実に増えているところでございます。

そういった中で、ちょっと今現在、今後の課題になるであろうというところが、現在2社の事業者だけで配食サービスを配るに当たりまして、正直キャパシティーといいますか、配る限界がそろそろ近づいております、週5日から増やすということにつきましては、その配食数を今後どんどん増やしていくという形になりますので、ちょっとそこら辺が今後どうしていくかという一つの懸念、課題を持っております。

先ほどの質問にも関連しますけれども、じゃ、連休中のものなども増やしてはどうかということもございます。これは委託の事業者とも相談にもなりますので、どうしていくかというのは今後の課題となりますけれども、当初の説明のように、今2つの事業者だけで今後大幅に増やすというのがちょっとなかなか、今現状どうかなという課題を持っておりますので、今後増加傾向にございますので、そういったところも一つの課題として解決できるように検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○子ども課長 館林久美君

それでは、私のほうからは、3歳未満児の受け入れについて現状をお答えさせていただきたいと思います。

ちょうど私が関わらせていただきました29年に受け皿を60人、低年齢児の受け皿を60人増員したところなんですけれども、やはり需要はそれに合わせて増えてまいりました。今年度

の受け入れ、今年度、令和3年の受け入れ状況につきましては、コロナの影響もあり、働き方が少し変わってきているのか、前年と比べると、少し、本当に少しなんですけれども、利用の希望は少なかったというところなんですけれども、やはり今回お願いする、整備するところの地区なんですけれども、人口が増えてまいりましたので、新たに20名から30名を追加して整備するというところを想定しております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

被爆者自体、蟹江町で6名、さっき申したように、本当に毎年毎年平和記念行事のときにも語り部として来ていただいた方も、男性の方も亡くなったという、そんな状況で、ちょっと町長にお伺いしたいんですけども、平和都市宣言も掲げている蟹江町であります。たまたま僕も質問する、じゃ平和教育どうなんだということで、基本的な考えで、この被爆者の思いをどう伝えていくかと。今、核兵器禁止条約が1月22日に発効されております。これ長年の被爆者の夢がようやく実現して一歩前に進んだんですけれども、じゃ、日本がどうなんだと、唯一の被爆国である日本が参加していない状況の下で、その辺に平和都市宣言出している蟹江町の長として、その辺の考え方、なかなか難しい、当たり障りのない発言しか、答弁しかできないと思うんですけども、ちょっと真摯に答えてもらいたいと思います。

あと、配食サービスについて、確かに当初週5回にしたときに3社ぐらいあったんですよ。4社だったかな、それが今現在、2社ということで、それがもともと、利用者も増えている。これ以上、あまり増やすと配食サービスの事業者も本当に、今安否確認も確実にやるということで、ただ置いてくるだけじゃ駄目だと、ちゃんと安否確認もする。その配食サービスをしている事業者も本当に大変な思いを今やっているところです。事業者がもう1社増やせられないのか、真剣にそこまで考えてやっているのかということ、やっぱり毎日あったほうが本当にいいですよ。食事毎日取りますし、高齢者、今コロナ禍の下で、外出もなかなか、みんな控えてもらう、唯一お昼の配食サービスが楽しみだわという、本当にそういう方もたくさんいらっしゃいますので、ぜひ前向きにちょっと考えていただきたいと思います。

あと、3歳未満の受け入れ事業、これ確かに令和3年度申し込み多分少ないです、少ないというよりか、思ったよりコロナの状況で、さっき中村さんの質問あったように、女性の方がひとり親世帯とかの関係で、本当に非正規雇用で、ちょうど仕事も制限されながら、ちょっと預けるのにも大変だと、所得の関係もあって。そんな状況で、ぜひともこれ、つくって20名から30名、トータル的に80名から90名受け入れ態勢ができたということですよ。その辺で、まだまだやっぱり今後コロナも終息してくると、じゃ、今まで所得なかった分だけお母さんもお父さんの助けしながら働くという方もやっぱり増えてくる状況ですので、まだまだ足りないかなと実際には思いますので、その辺もまだ、認定こども園の関係もありますけれども、もっと増やせる努力をしていただきたいと思います。

それでは、まず、町長のほうからお願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、板倉議員の質問に真摯にお答えをさせていただきたいと思います。

毎年毎年、平和行進の行脚には参加をさせていただいております。私も恒久平和を願う一国民の1人であります。国のことにつきまして、先ほど言いましたように、非常に厳しい部分もありますので、まずは自分の考え方として、蟹江町の町長として、一住民として、日本国民として話をさせていただきますと、やっぱり私も戦争を知らない世代であります。叔父、叔母、知り合いから聞きますと、大変厳しい戦争であった。特に原子爆弾の投下は唯一被爆国であるという、そういう認識は、我々としては非常に薄いものであったわけです。しかしながら、いろいろな話を聞くと、悲惨でこの世のものではないような、そんな状況が繰り広げられた地獄の絵巻を我々も修学旅行だとか、旅の場合に行きました、実際。

蟹江町では、平和都市宣言をやりまして、実際、中学生、多感な時期の方に代表ではありますけれども、広島の方に行つて勉強をし、実際自分で見て、聞いて、感じて帰ってくる。そして、その意思、気持ちを生徒に伝える、これはこれからもずっとやっていかなければいけないなというふうに思います。

また、実は私が始めました沖縄への観光交流大使も、実はその気持ちがありまして、唯一地上戦の行われたのが沖縄本島であります。原子爆弾こそ使われませんでした。長期化すれば、ひょっとしたら核兵器も使っていたんじゃないかなということも言われるような地上戦であったというふうに実は聞いてございます。そこに中学生が現実に行き、指令本部のあったところを見て、これも本当に目を覆いたくなるような惨事でありました。同じ国民が血を流して、そこで尊い命がなくなってしまったという事実を子供たちがしっかり見ながら、見てきて、そして、でも今は全くそれを感じさせないようなリゾート地が広がって、海と、そしてきれいな水という、それしか表面には出ておりません。でも、その平和の中にはそういう悲惨な過去があった。しかも、その悲惨な過去をしっかりと受け継いでいる島民の皆さんの気持ちがあるということ、それぞれの皆さんの民泊で味わいながら、その気持ちを、また友達、仲間に伝えていくということは、これからもやっていかなければいけないことだというふうに私自身は思っております。

条約のことにつきましては、これはもうるるございますので、我々がコメントすることはありませんが、できれば個人の考え方でしたら、一日も早くそういう条約に入らせていただき、我々としては恒久平和をしっかりとアピールしていければいいなというふうに思っております。

以上です。

○民生部長 寺西 孝君

議員のほうから、配食サービスと私立幼稚園の点をご答弁させていただきます。

配食サービスにつきましては、今議員おっしゃってくださったように、今本当に業者の、特に町内の業者さん一生懸命やってくださっているのは、私も承知しております。調理から配達、そして集金まで、そして、今おっしゃっていただいたとおり、見守りまでやってくださっております。ぎりぎりの中で、今週5日、月曜日から金曜日という形で、祝日とか年末年始もお休みいただいている中で、やはり私たちとしても、利用者の方は休みのときも食事を取りたいというご希望きつとあると思います。業者さんが加入してくださるのが一番いいなというふうに思いを持っておりますので、これはぜひとも検討させていただきたいというふうに思っております。

さらに、幼稚園の件でございますけれども、今、桜地区の私立幼稚園が非常に積極的にご協力をいただいて、ゼロ、1、2歳児の受け入れ拡大の認定こども園化、さらには、その子どもたちも将来的には大きくなってまいります。そういったところも見据えて、私立の学童保育もやってみたい、そういうこともおっしゃってくださっておりますので、私たちとしても、今人口が増えてきた地区でございますので、手を差し伸べて一緒に展開していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

本当、蟹江町って、子育てするなら蟹江町と言ってもらえるような、特に、ゼロ、2歳児が本当にこの基盤づくりはいい方向ですので、ぜひとも前向きに、もっと整備体制を整えていただきたいと思います。

あと、被爆者のことについて、町長、私個人として核兵器廃絶に日本も参加したいと言ってくださったので、今国がどうのこうの言い出すと、国も本当に今アメリカの傘の下で、本当にそういうことで参加していない状況はあります。なかなか請願書を出しても通らない状況の中で、唯一町として、その辺の思い語ってくれたのは十分僕としても理解できるし、その辺で平和教育を引き続き、広島の中学生のあれもいいことですので、もっと引き続いてやっていっていただきたいなと思います。

以上です。

○6番 黒川勝好君

6番 黒川です。

89ページの、これ説明あったか、ちょっと僕忘れてしまったものですから、1回また確認をさせてください。真ん中辺にあります認知症高齢者等個人賠償責任保険、これ20万円ついておりますけれども、これも町が契約者となって個人に掛けていただくということになるわけですが、どれぐらい、どこまでが補償の範囲になっておるか、ちょっと詳しく分かればお願いをいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいまご質問いただきました認知症高齢者等個人賠償責任保険料についてご説明をさせていただきます。

こちらの予算でございますが、令和3年度の新規事業となっております。こちらの予算を設立しました目的としまして、認知症の可能性のある高齢者等が鉄道事故等に遭遇し、損害賠償を求められた際に対応できる損害賠償保険に町が契約者となり、一括して保険管理を行うことで、認知症の方及びその家族の不安を軽減し、認知症にあっても安心して暮らせる地域づくりを目指すことを目的として予算化させていただいたものでございます。

補償の範囲でございますが、日常生活における偶発的な事故によって他人を死傷させたり、他人の財産を損壊させたことによって法律上の損害賠償責任を負った場合に、最大1億円の保険金を受け取るものというふうに考えております。

どういった方が保険に加入できるかということでございますが、町内に住所を有する方、また、介護保険の認定を受けている方、認知症高齢者の日常生活自立等、2以上の方、後は在宅で生活を行っている方、他の同様の個人賠償保険に加入していない方、そういった条件を満たしている方にご加入いただけるものという制度になっております。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

だから、これ何ですか、鉄道関係に限りですか、これ。以前もテレビなんかで認知症の方が出歩いてしまって、電車を止めたとか、事故あったとか、そういう事故があったのを記憶しておるんですけども、高額ですよ、電車止めるとか、事故やると。すごい補償金が請求されると思うんです。そういうための、それだけに限りですか。これ普通の事故とか、契約者というか、契約者は蟹江町ですけども、個人的な、転んだりとか、外で歩いとってけがをしたりとか、そういうのには保険は適用されないわけですか。

○介護支援課長 後藤雅幸君

こちらの事業の目的の大きな発端となったのは鉄道事故でございますが、こちらの保険は一般的な傷害保険に該当いたしますので、日常生活の偶発的な事故によって他人を死傷させたものとなりますので、例えばスーパーマーケットなどで偶発的に相手を傷つけて、相手を傷つけるというのはあれですけども、何か壊してしまったとか、そういった一般的な傷害保険を拡大解釈したものでございますので、鉄道事故に限定したものではありません。

以上でございます。

○6番 黒川勝好君

結構助かりますよね。これ町が掛けてくれるわけでしょう、その個人に。今回100人ぐらいの予算組んであるわけですけども、そういうことになると、非常に、だから、その範囲ですよ。今言われた、本当にそこまでの範囲出るか、ちょっとよく分からないと思うんですけども、今の説明だと、そういう、外へお買い物に行ったときに何かあったとか、家の中

で転んだときでもあるのかな、そうすると。いろいろな想定されるわけだけれども、どの辺までが補償されるのかなと今思ってお聞きをしたんですけれども、僕も保険のことはあまり詳しくないので分からないんですけれども、自分でよろけて転んでも保険が出るなら、そんないいことはないんですけれども、もうちょっとはつきりと教えていただきたいけれども。

○介護支援課長 後藤雅幸君

保険の中身につきましては、個別の保険会社の特約などもございますので、なかなかその範囲というのは、どういったときというのは難しいところがございますけれども、日常生活における偶発的な事故という表現にとどめさせていただきたいと思いますので、申し訳ございませんが。

以上でございます。

○副町長 河瀬広幸君

今ちょっと、少し補足ですが、これは他人を死傷させたり、他人の財産を損壊した、また法律上の損害賠償責任を負った場合につき最大1億円ですので、自損で転んだとか、それは対象になりません。あくまでも他人に損害を与えた場合に、法律上賠償責任が伴った場合に最大1億円、事例としては、例えば電車を止めたとか、そんなのが事例にありますけれども、あくまでも自分のための保険じゃありません。他人に損害を与えた場合での保険でありますので、そこをご理解いただきたいと思います。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、3款民生費を終わります。

続いて、4款衛生費、116ページから137ページまでの質疑を受けます。

○1番 山岸美登利君

1番 山岸です。

129ページ、子育て支援なんですけれども、産後ケア、出産後1年未満の産婦と乳児を対象に、産科医療機関で保健指導等を行うという、この概要と対象者を教えていただきたいと思います。

併せて、子育てアプリ、妊産婦タクシー料金助成等の実績を教えていただきたいと思います。

○民生部次長 佐藤正浩君

蟹江町の産後ケア事業、今回予算計上させていただきました。蟹江町におきましては、出産後育児などの支援が必要な方を対象に産後ケア事業を実施させていただこうと思っております。お産した後、ご家族の方から家事や育児などの援助が受けられないとか、心身の不調、また育児に今後不安を持ってみえるお母さん、こういった方々のお母さんに対しまして、私どもが委託業務をする指定の医療機関に宿泊等で滞在していただきまして、お母さんが安心して、その後自宅で育児ができるようにコンディションを整えていただけるように子育てを

応援するものでございます。

対象者といたしましては、蟹江町に住所を有する生後1歳未満の赤ちゃんとそのお母さんということで、家族から十分な家事や育児などの援助が受けられない方、産後心身の不調がある方、入院を要するほどのものでもないんですけれども、なかなか心身のコンディションが整わない方、育児に不安を持ってみえるお母さん、また産後の生活に困難さを抱えて専門的な支援を必要とすること、こういった方々を対象者としております。

このケアの内容につきましては、お母さん自身の体調管理とか、授乳の関係ですね、胸のほうのケア、また赤ちゃんの発育や栄養方法の確認とか指導、育児の相談等の指導もさせていただきます。現在、受け入れ可能ですよという返事をいただいているクリニックさんと予算をお認めいただければ、契約を結ばせていただいて、この産後ケア事業を始めさせていただきたいと思います。

利用日数は、一応、原則連続で7日間以内ということで、今想定をしております。

あと、昨年10月から始まりました妊産婦タクシーチケットと子育てアプリの実績なんですけれども、チケットの発行部数、先週末、3月12日現在の最新で163件の方に交付をさせていただいております。まだ利用のほうはなかなか、これからといったところなんですけれども、件数のほうは163件でございます。

子育てアプリに関しましては、これも最新の先週末、3月12日現在で215件の登録をいただいております。今後とも多くの方に登録してご利用させていただきたいと思いますので、広報やホームページ等でまた盛んにPRをしていきたいと思っております。

以上です。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

子育て世代、産後ケアのその宿泊1泊、半日等は本当に喜ばしいことなんだと思います。ぜひ進めていただきたいと思いますが、いつからというのはまだ分からないということですか、いつから。

○民生部次長 佐藤正浩君

これから契約を結ばせていきたいと思っておりますので、契約を結び次第ということで、よろしくお願いします。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、4款衛生費を終わります。

ここで、民生部次長、環境課長、子ども課長、保険医療課長、介護支援課長、住民課長、健康推進課長の退席と、政策推進室次長兼ふるさと振興課長、上下水道部次長兼水道課長、まちづくり推進課長、下水道課長、土木農政課長の入場を許可いたします。

入れ替えのため、暫時休憩します。

(午前11時35分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時38分)

○議長 安藤洋一君

続いて、5款農林水産業費、138ページから145ページまでの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑はないようですので、5款農林水産業費を終わります。

続いて、6款商工費、146ページから153ページまでの質疑を受けます。

○9番 中村英子君

ちょっとこれもページ数というわけではありませんが、前回の議会のときに、今コロナで大変生活困窮に陥っている人の中に、個人事業主が多いんだよという話をさせてもらったと思いますので、その背景について、ちょっと教えていただきたいと、お調べになったんでしょうか。調べたとしたら、どういう背景の人たちが、どういうふうな状況なのか教えてほしいと思います。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

先回の議会のほうでご指摘がございました社会福祉協議会のほうでやってございます給付金の関係で調べさせていただきました。それで、事業主というところで、社会福祉協議会のほうにお聞きをしたんですけれども、なかなかその特定ができるようなことではなくて、それで、先回一般質問でもございましたけれども、ちょっとごめんなさい、飛んでしまいました。

○9番 中村英子君

はい、分かりました。

もう私は、聞いた範囲では大変少ないことなんですけれども、飲食店関係もあるけれども、一人親方という人が結構多いというふうに聞きましたね。要するに、建設業でも1人で、請負の請負のその下をやっているだとか、それからまた、リフォーム関係とかいろいろあると思うんですけれども、いわゆるその1人で事業をやっている、1人で事業主として、個人でやっていると、そういう人たちが結構多いんだというお話を聞いているんですね。ですので、この人たちは情報も少なく大変困窮されているかと思うんで、そういう実態だということなんです。

ですから、最初から言いましたように、こういう人たちに対しても、救うべき、手を差し伸べるべく、やっぱり町として総合的な支援の中で拾っていかなければいけないよということだけを申し上げて、もう終わりますので、これはいいです。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

申し訳ございません。先回、一般質問でもお答えさせていただきましたが、よろず支援相談所というのがございまして、そういったところを社会福祉協議会で相談を受けた方につきましては、そのよろず支援相談所のほうへ今おつなぎをさせていただいているよと。これにつきましては、事業で困っている方だとか、今後の策だとかいったところの相談もしていただけます。

それで、蟹江町のほうでは、この4月以降に、そのよろず支援の相談窓口のほうも蟹江町のほうに開設をさせていただきまして、そういったところで支援をしていこうというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○8番 飯田雅広君

8番 飯田です。

151ページの首都圏人材確保支援事業費補助金100万円なんですけれども、コロナ禍で首都圏から地方へという流れが加速している中で、非常にいい補助金かなと思うんですけれども、関係資料のほうを見ると、要件が結構厳しいかなと思うんですけれども、この点に関してはどのようにお考えですか。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

飯田議員がおっしゃいますとおり、ちょっと要件が大変きつうございまして、首都圏のほうに5年ですか、住んでおみえになって、愛知県のほうで手を挙げられているマッチング企業というのがございまして、そちらのほうに仕事を変えられた方についての制度というものになってございます。

ですので、今年度の実績ですけれども、愛知県で計6件しかございません。名古屋市が4、豊田が1、清須が1ということで、計6件しかございません。ちょっと使いづらいのかなと思いますけれども、今後、蟹江町のほうでも手を挙げていただける企業があればと思います。蟹江町のほうで、今挙げていただいている企業につきましては、ちょっと大手の食品メーカーが1社手を挙げてございまして、そちらのほうに入っていいただければ、東京のほうから来ていただければもらっていただけるのかなというふうに思っております。

○8番 飯田雅広君

そうですね、多分非常に厳しいかなと思います。いろいろな自治体でよくやっている民間賃貸住宅の補助金みたいなものをつくっていただいて、少額かもしれないんですけれども、そういう助成していただいて、人を呼んでもらってもいいのかなというふうにちょっと思っていますので、また、その辺一度ご検討ください。

○6番 黒川勝好君

6番 黒川です。

153ページの一番上にあります町観光協会補助金についてちょっとお伺いをするわけなんですけれども、これ1,400万円か、観光協会は町独自の観光協会ですね、それで、商工会の中に

も観光部と3つの部会があって、観光部というやつなんですね。それで、いろいろなイベントをやるときに、観光協会でイベントを組んでも、結局商工会の観光部会、だから、色分けではないけれども、一緒くたになっているわけですよ、これ。どういう認識でおられるのか、ちょっと担当部でお願いをいたします。

○政策推進室次長兼ふるさと振興課長 伊藤保光君

今、観光協会と商工会のほうの観光部会というところでのすみ分けというところの質問でございますけれども、確かに商工会のほうで観光部会という部会がございまして、商工会のほうには商業部、工業部、青年部、婦人部、観光部会というような部会がございまして、観光部会につきましては、ほかの4部に属さない方が観光部会にお入りになってやってみえるというふうに認識をございまして、蟹江町の観光協会とタッグを組んでいろいろなイベントをやっています。

例えば、釣りのイベントであったりだとか、あと菖蒲のほうの関係でイベントやっていたりとか、それで、観光部会のほうで企画をされ、また観光協会のほうに申し出をされ、観光協会のほうからも援助をもらいつつ観光協会と共々、観光に対して行っているよというようなものでございまして、特に、観光部会、観光協会と違ってすみ分けたというふうな意識は持ってございませぬ。蟹江町の観光を観光協会と共々、商工会のほうと一緒に盛り上げていっていただければなというふうに思っています。

○6番 黒川勝好君

そうだと思いますよ。本当に色分け、色分けと言っただけではいかな。すみ分けがなかなか難しいんですよ。だから、商工会の方は商工会の方で観光協会のイベントがあると必ず行ってみえるけれども、商工会のほうでやるイベントというのは、観光協会の方、これ本当に見ておっても僕よく分かんないですよ。同じ人がやってみえるからね。大体、それで協賛になってしまうんですよ、これ、商工会が。観光協会がやると、商工会が協賛になってしまっ、観光部会の方がいろいろなあれお手伝いされると思うんだけど、だから、これどういうものかなと1回聞かせていただこうと思ったんだけど、今の、そうだろうね、そういうあれしかできんですよ。

僕も1回きちんと自分で整理をしていかないかんと思っておりますけれども、片や1,400万円ですよ、大きな予算が蟹江町から入っておるわけですね。片や商工会は、商工会の補助金は1桁違ったね、120万円。だけれども、商工会は会員さんから会費を集めてみえるからね、それで運用されているということがありましてあれだと思わすけれども、ですから、何を聞いておるか、自分でちょっと分からなくなってしまう。

ただ、観光協会の下請けではないということ、商工会の観光部は下請けではないということをやっぴりきちんと認識してやっていたかなければいかなかと思わすし、観光協会も観光協会という1,400万円も町からいただいておりますから、それなりの人材は確保してい

ただいて、きちっとやっていただくようにしてもらわんと、商工会の皆さんからいろいろ苦情は出ておると思うんですよ。言わないかな、僕だけかな、思っているのは。僕だけかもしれんですけれども、やっぱり今の補助金の関係でも全然違いますし、だけれども、動いておるメンバーは一緒なんですよ、多分。

ですから、そういうところできちっと商工会のほうもフォローしてやっていただきたいなということが私の言うことでございます。

○議長 安藤洋一君

他に質疑がないようですので、6款商工費を終わります。

続いて、7款土木費、154ページから177ページまでの質疑を受けます。

○10番 佐藤 茂君

169ページの空き家のことについてちょっとお尋ねしたいと思います。

この件に関しては、地元の議員さんにもいろいろ相談をさせていただいて、無理だよというのをちょっと聞いておるんですけれども、先ほども始まる前に、部長さんとちょっと話をさせていただいたんですけれども、昨日なんですけれども、前からいろいろこのことについては相談を受けておまして、昨日もまた、そんなような話を受けたんですけれども、要は、空き家、ここに何年か、新家うちとして建てて何年か地元に住んでおったんですけれども、やっぱり家が古くなって、それで建て直そうとしたんですけれども、ちょっといろいろ都合があつて諦めて、その方は外へ出ていってしまったんですね。それで、ここが空き家となってしまったわけです。

それで、今回、本当に偶然、また他の人からまた相談を受けまして、地元で何かうちの娘が家を、こっちに、地元に住みたいということで、私そういうことを聞きまして、いろいろちょっと聞いて、段取りをしたんですけれども、ここどうだということで。そうしたら、お互いがお金の件もいろいろ話があつて、いいなということになったんですけれども、それで、その話を聞いておるときに、その空き家、もともと空き家だったところの人が不動産屋さんに、ある不動産屋さんにそういう話を、何とかならんかという話をしておられたそうで、その方いわく、ひよっとしたら何とかなるかもしれんなということをおっしゃったそうなんです。それで、私もそういう話を聞いて、それならいいなということで、いろいろやらせていただいたんですけれども、結局、地元の議員さんに話を聞いたとおりになってしまうと、結局何もできない。結局はどうにもならんということになったんですけれども、私としては、何とかそういうものというのは、どうなんだろう、蟹江町独自のそういうことができないのかなと思って、駄目かね。ちょっとそこら辺のところ、何とか説明できんかな、私もその方に対して、一遍また話を、こうだよということで話をさせてもらいたいんですけれども、ただできんだけではちょっとかわいそうなような気がして申し訳ないですが、お願いします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、ご質問にお答えをさせていただきます。

そうですね、今お話があったように、基本的には分家の要件で建築された方は、その人に要件の許可は出ていますので、第三者の方が、その建物を取得して建て替えをしようとするのは基本的には難しいです。

ただ、相当期間、適正に管理された住宅で、社会通念上やむを得ない事情がある場合などは、用途変更を行って第三者が取得することも可能ですので、具体的な案件があれば、一応ちょっとご相談していただければ、何らかその検討はしてまいりたいと思いますので、もしあれば、ご相談してください。

以上でございます。

○9番 中村英子君

ページの171ページですが、JRの蟹江駅の橋上駅舎の整備工事費負担金1億2,900万円、合計して1億3,900万円とありますが、これについてお伺いしますが、これは聞くところによりますと、仮駅舎の解体費用だということなんですけれども、それでよろしかったでしょうか。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、自由通路橋上駅舎につきましては、おかげをもちまして、1月31日に供用開始をしましたので、ほぼ施設としては完成をしております。

ただ、やはりまだ一部仮設でつけたものの撤去ですとか、あとはホームの中の跨線橋の撤去などがまだ残っておりますので、その費用に当たる費用でございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

これは、仮設は工事には必要なものでありますので、最初の工事費の契約金額の中には含まれるべきものではないかなと思うんですけれども、追加で町がこれを負担するというのは、ちょっと納得がいきませんが、これ全体の事業費の中に組み込まれていなかったんですか、仮設、最初からこの仮設の撤去にはこれほどの億という単位のお金がかかるということは承知してやっていたんですか。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

今回、自由通路の整備に当たりましては、JRとは令和3年度までということで協定を結んでおります。来年度ですね、今年度で完成はするんですけれども、費用自体は、たしか25億何千万円ということで、町のほうが負担をするという中に、解体費用のほうも実際含まれた形で契約をしております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

私がちょっと誤解していましたが、これは総事業費の26億円分の執行だと、今年度の。そういう理解でいいんですか。

私は、これ追加で来たのではないかというふうに理解したものですから、何でこんなところに1億2,000万円も仮設撤去が、費用が要るんだということをちょっと指摘したかったんですけれども、その中の今年度執行分だという理解でよければ、それでよろしいです。はい、ありがとうございます。

○議長 安藤洋一君

では、ここで、昼の休憩といたします。暫時休憩します。

(午前11時59分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○2番 板倉浩幸君

ちょっと何ページか分からないんですけれども、さっき自由通路の供用が開始できて、それで、その関係の質問なんですけれども、今自由通路の関係の、これから毎年のように維持管理費がかかってくると思います。そこがちょっと何ページなのかがまず教えていただきたいのと、それについての維持管理費の内容をお願いいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、自由通路の管理に関します関連予算についてお答えをさせていただきたいと思えます。

予算書におきましては、161ページでございます。161ページの上の道路維持事務費の中の委託料になりますが、こちらの自由通路清掃委託料としまして、365日、毎日2時間1名の予算を立てております。

その下、防犯施設管理保守点検委託料、こちらに関しては、防犯カメラ、カメラ12台ございますので、そちらの保守として上げさせていただいている予算となります。

その下、消防設備点検委託料、こちらに関しましては、消火器3台、火災報知機2台に関しまして、消防設備の保守点検委託料として上げさせていただいています。

最後、5番のところのエレベーター保守点検委託料でございますが、こちら自由通路2基のエレベーターがございますので、こちらの保守点検委託料として上げさせていただいている予算となります。

こちらにプラスしまして、光熱水費として電気料がかかってまいりますので、電気料に関しましては、年間100万円ほど上げさせていただいております、合計で440万円ほどの予算となっております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

はい、ありがとうございます。

どこにあるのかなと最初思っていて、今説明あったように、これがこれから毎年かかってくるという解釈でいいと思うんですけども、防犯カメラも12台、あと消防設備の関係もやって、一番金額がのすのがエレベーターの保守点検の委託料ということで、191万4,000円みたいですけれども、じゃ、実際これ、多分町道の関係部分で、JRの駅構内は関係ないんですよ。

そこで、自由通路の南と北のエレベーターのみ、自転車も、町長も自慢した自転車が乗せられるからと言っていましたけれども、じゃ、あと、これが毎年、結局工事費で莫大な、24億幾らで造って、これから、この25億円、6億円弱だね、かかった事業で、これからまた、これプラス電気料、エレベーターの関係とか、その辺の電気料ですよ。それで440万円ぐらい毎年かかってくると。じゃ、実際に今自由通路の屋根もできた、立派なものになったんですけども、じゃ、そこを何だかんだ利用しながら何かできないのかなと。例えば、町民の方が何か催し物をやる時に貸してくれるものなのか、申請をすれば。あと、何か、例えば青空市で販売できるものなのか、その辺何か町として、その自由通路を基にして、何か入ってくるもの、お金と直接言ってしまうとそうなんですけれども、そういうことって何かできないんでしょうかね。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、ご質問にお答えをさせていただきます。

自由通路自体が道路法上の道路ということで、法の整備なども必要なんですが、まず、通路内にはポスターの枠が20ほどございます。そのポスターの枠への広告の募集や、また、あと自由通路の下部につきましては、ベンチなどがある休憩所みたいな形になっておりまして、そこには電源も用意してございますので、自販機を公募するなど、少しでも維持管理費が軽減できるようには検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

そうですね。何らかの事業、これから毎年かかる440万円の維持管理料を軽減できる努力もぜひやっていただきたいし、ちょっとさっき質問、これ最後かな、町民の方が、さっき催し物で何か展示したり、あと何か朝市みたいなものを作ることは可能なのか、その辺どうです。使用料として徴収してもいいですし、ちょっとその辺お願いいたします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、ご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申したとおり、道路法上の道路ということで、道路の占有なり何なりの手続きを取っていただければ、そのようなことも可能かと思いますが、ただ、隣接してJRの改札がご

ございますので、これがまた鉄道事業者との調整もありますので、それはちょっとしっかりと、その辺精査した上で、また今後やれることを検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長 安藤洋一君

他に質疑はないようですので、7款土木費を終わります。

ここで、産業建設部長、政策推進室次長兼ふるさと振興課長、上下水道部次長兼水道課長、まちづくり推進課長、下水道課長、土木農政課長の退席と、消防長、消防次長兼総務課長、消防署長、教育部次長兼教育課長、民生部次長、給食センター所長、生涯学習課長、子ども課長の入場を許可いたします。

なお、大変勝手でございますけれども、先ほどより体調が少々優れませんので、ここで副議長と交代したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 安藤洋一君

入れ替えのため、暫時休憩いたします。

(午後1時06分)

○副議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時10分)

○副議長 水野智見君

議長が早退いたしましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、議長に代わり職務を行いますので、よろしく願いいたします。

続いて、8款消防費、178ページから189ページまでの質疑を受けます。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

消防費についてなんですけれども、今年、今回、昨年のおきにもあった、ちょうど183ページにある海部地方の消防指令センター共同運営、尾張地方が一括して名古屋市に指令センターを持ってくるということになったんですけれども、こういうもとの、じゃ、これからの消防自体どうなっていくかということで質問したいんですけれども、今ちょうど南部消防、建て替え工事が始まってくると思います。

これ、飛島村、弥富市の2つの自治体の管轄なんですけれども、あと東部消防もありながら、この3万7,000人の人口で、町単独で消防署を持っているということで、本当に力強いんですけれども、このご時世というのか、毎年年間費用が本当に莫大にかかっている状況がある、町消防費自体に。将来的に、この蟹江町自体に消防署の存在をどうしていくのか、方向性を何か決めているのかということで質問したいんですけれども、その点についてお願いいたします。

○消防長 山田 靖君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

現在、海部南部消防も建て替える予定だということでお伺いはしておりますが、今現在、消防の広域化ということで、海部の5つの消防本部で広域化について検討をしている段階で、まだはっきりとは道筋はついていませんけれども、勉強会ということで、前からそれぞれ、年に3回ほどですけれども、勉強会を立ち上げて、将来をどうしていくかということの検討はしている段階でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

広域化の話も前から言って、1つがこれ、指令センターの広域化ですよね。将来的に、じゃ、町として、そういう動きがある、広域で勉強会もしながら、海部東部から南部みんな一緒にできないかということも考えている視野の中にあるときに、じゃ、実際に町はそんなことしなくても、単独でやっていけるんだという考えを持っているのか、広域化になったらそのほうが予算の関係もそうですし、どうなのかという考え方を町長に最後にお尋ねしてもいいんですけども、その辺をお願いしたいと思います。

○消防長 山田 靖君

基本的な考え方としましては、やはり蟹江町民の住民の方のために、どういうことをするべきかということで、その検討を進めていかなければならないと思いますので、指令センターの共同運用についても同じですけれども、住民の方の一番いい、理想的なものにしなければならぬので、消防本部としても、そのような形で今後も検討を続けていく必要はあるとは考えます。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

それでは、板倉議員のご質問にお答えしたいと思います。

当蟹江町消防本部を単独で持っております。三河で言えば、幸田町が今、岡崎消防本部あるんですけども、あそこも単独で消防を持っています、町長さんとよくお話をするわけでありまして。

ご存じのように、3万7,000余の人口を抱え、南北に若干長いこの地域は、もう今廃止になりましたけれども、佐屋川ゴルフ場の横に消防署の支署を設けました。あれは道路で分断される、鉄道で分断されるという、今高架になりましたからいいんですけども、そういうことのために電話で5分以内に、やっぱり火事現場、救急現場に行けるようにということで、一時そういう支署があったということをご記憶にあるというふうに思っております。

それで、5つの消防本部があるわけの中で、この話はかつてからあるんですけども、ちょうど総務省の消防庁が消防本部の統合ということで相当前から愛知県も力を入れてやって

いるわけでありまして、我々も、この4市2町1村、この海部郡全体33万人をどうやってやるということについては、首長同士で話は絶えずしてございます。第1回目の考え方として、まずは消防指令を1つにしたいと。どうしてかと言いますと、住民から119番のあれを受けますと、それぞれ個別で対応していると、例えば町境だとか市境のどちらが出ていったらいいか分からないようなときに、ひょっとしたら蟹江町が出ていくより、隣の消防が出ていったほうが早いんじゃないかだとかという、そういう事例が多々あったようであります。一瞬の遅れが大惨事を招くことになりますので、消防、救急もそうでありますけれども、やっぱり情報は共有化しておったほうがいいんじゃないかということが1つ。

それから、それぞれの消防指令、うちは小さいところですから、指令センター持っておりませんが、ほかのところはみんな指令センター持っているわけですよ。人口規模で合併されて5万、6万人のところは大きな機械が当然要ります。蟹江町の場合は、蟹江町から受けるだけですから、電話を受けて画面にどこかの火事だということぐらいですぐ対応はできたわけですが、将来的なことを考えると、やっぱり一元化して、そこからの指令を受けたほうがいいんじゃないかというのが1つ。

それから、2つ目は、この先に消防機材の高騰化というのがありまして、ご存じのように、35メートル屈折はしご車、数億円単位で購入をいたしました。あれを買うときにもほかの地方自治体の消防関係者の皆さん、首長の皆さんともお話をし、共有の財産として持つことはできないかという提案はしたんですけれども、それがままならなくて、うちは40メートルはしご車の老朽化に伴い、35メートルはしご車を買ったわけでありまして、大変メンテナンスに金がかかりまして、数年に1回、この前もお認めいただきました数千万円をかけて、オイルシールだとか、そういうのを換えなければいけない、これからもどんどん続くわけでありまして、できればそういう救急機材も共有できる場所は共有したほうがいいんじゃないかという考え方の中で、本部の統合という話も後にあるわけでありまして。

ただ、本部の統合と言っても、まさに、今、板倉議員ご心配なのは、その南部の飛島村、弥富市今南部今度建て替えようとしていますよね。そうすると、飛島さんいわく、やっぱり臨海工業地帯を控えていると、瞬時にやっぱり行きたいと。本部がそんな北のほうに行ったら、とてもじゃないけれども、うちはできないということを言われますし、東部は東部、西部は西部でそれぞれの言い分があるわけでありまして、それをお互いに言い出しましたら話は全くまとまりません、

そういうことで、まずは指令を1つ造っておいて、情報の共有化を持ちながら、次に、今度名古屋市も大きな、大改革がこれから来るわけでありまして、西尾張も含めてですよ、大きなくくりの中で、まず消防指令の、消防の情報の共有化を持って、それから名古屋市が中心となって、今やろうじゃないかという話し合いになっております。

一方、やっぱり蟹江町も電話一本で、今、本当に5分以内に町民の安心・安全を守るため

に消防車、救急車の出動ができる体制になっておりますので、その体制をしっかりと構築した上でのいろいろなお話し合いという話になると思います。

ただ、費用対効果を考えたときに、国の消防庁が考えているのは、やっぱり人口が減、それから地域が変わっていくと同時に、いろいろな施策をしていかなければいけない消防本部の統合、共同化、これはこれからも流れとしてはあるのではないのかな、まだまだ時間がかかると思いますが、何が一番でも、消防長言いましたように、地域の皆さんの安心・安全を最優先としてこれから考えていきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○2番 板倉浩幸君

はい、ありがとうございます。

消防長も町長も答えたように、住民の安全がやっぱり一番ですので、単純に国自体広域化にしてまとめるという方向には行っているんだけど、本当、それこそ今飛島臨海のほうもあって、実際に、じゃ、ちょうど真ん中の蟹江に消防、広域化できて、じゃ、絶対嫌ですよ。行くのに20分かかってしまいますよ。そういうことも考えながら、ぜひともその辺も十分考えながら、学習していくのも大事ですけども、お願いして終わりたいと思います。

○副議長 水野智見君

他に質疑がないようですので、8款消防費を終わります。

続いて、9款教育費、109ページから249ページまでの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、9款教育費を終わります。

続いて、10款公債費、11款予備費、250ページから253ページまでの質疑を受けます。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、10款公債費、11款予備費を終わります。

以上で議案第14号「令和3年度蟹江町一般会計予算」の質疑を終結いたします。

ここで、消防長、消防次長兼総務課長、消防署長、給食センター所長、生涯学習課長、子ども課長の退席と産業建設部長、上下水道部次長兼水道課長、保険医療課長、介護支援課長、下水道課長、健康推進課長の入場を許可いたします。

○副議長 水野智見君

入れ替えのため、暫時休憩いたします。

(午後1時22分)

○副議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時26分)

○副議長 水野智見君

日程第4 議案第15号「令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは271ページから316ページまでです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は、1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

国民健康保険について、ちょっとお伺いをいたします。

まず、274ページの歳入についてなんですけれども、これから予算を見てみると、国民健康保険税の予算が昨年度の予算より381万7,000円予算化が増えているんです。国保税自体も今同じように上程されている第何号かちょっと忘れてしまいましたけれども、条例の改正で基礎控除の10万円の増えた分でも、一般質問のときにも確認した段階で、影響額が1人800円ぐらいあって、それから換算すると、実質580万円ぐらいになるんですよ、税収入が。それも含んでこれだけ増収ができる、推移した結果がどうだったのか、その点について、まずお願いをいたします。

○保険医療課長 不破生美君

ただいまご質問のございました国保税の今年度の予算額についてのご質問だと思いますけれども、まず、こちら、令和2年度の保険税の歳入の見込みでございますけれども、当初予定をしておりましたよりも、予算を立てましたときよりも、若干予算額が少なかったのかな、私ちょっと抑え過ぎたところが実はございまして、というのも、保険税の見直しをさせていただきまして、もう少し減収になるかなという形には見ておったんですけれども、当初よりはまあまあで行けるかなというところがございましたので、本年度、そのあたりのほうも加味させていただきまして、先ほど言われましたように、保険税、平成30年度の税制改正の影響によるものもございまして、そちらにつきましても、軽減分と合わせて大体560万円から600万円ぐらいの減収になるであろうというところですので、保険税自体のところはどれぐらいの減収になるかというのがまだはっきり分からないところがございまして、ですので、令和3年度につきましても、若干の増額という形にはなっておりますけれども、ほぼ今年度と横並びの形での予算額の策定とさせていただきます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

そうですね、今年、昨年、令和2年度に保険税の見直しして、今年はそのままの、来年度まで、今年は見直しもなく。そのときに、ちょっと予算がなかなか出せなかったということで、今年、令和2年度の状況も加味したやつで保険税を出したと。

あと、1人当たり800円というのは、法定減免も含めて1人800円の影響があるということだったんです。その確認したいのと。

じゃ、保険税はこんな感じなんですけれども、今、県の統一化になって、県へ事業費の納付金を払っていますよね。そこで、今年が9億9,447万1,000円ということで、昨年より1,420万3,000円か、減少になっているんですけれども、その辺、統一化になってから10億円前後上がったり下がったりしている状況で、何これ、じゃ、来年また上がるのかなと思ってしまうんですけども、じゃ、実際に、でも、コロナ禍の状況で、県も、どうしてまた、これぐらいのことを言うてくるのか、ちゃんと加味してくれてもいいんじゃないかと思うんですけども、国保税全体に所得が減少したら、ここまで実際に入ってこないかもしれないし、そんなことで納付金だけはこれだけ払いなさい、ただ、コロナ関係のことは関係ないですよと言われても困るんですよね。その辺の実態、県がどう言っているのか、分かったらお願いしたいと思います。

○保険医療課長 不破生美君

まず、最初のご質問ですけれども、お一人当たり800円というのが厚生労働省の試算で出ているんですけれども、こちらにつきましては、税制改正の影響ということで、軽減判定のものを全て含めてという形で、1人大体800円ぐらいという形で出ております。

続きまして、納付金のほうのご質問ですけれども、こちらにつきましては、先ほど議員がおっしゃられますように、大体10億円のところで、前後という形で毎年上がったり下がったりという形を繰り返しておるんですけれども、ここは平成30年度から納付金の制度が始まりまして、大体蟹江町10億円ぐらいのところが必要なんだろうなということを私どももようやく何年か過ぎて分かってきたようなところですので、今後もこのあたりのところが被保険者数が一気に増える、減るがなければ、このままの形で10億円前後のところを推移すると見ております。

また、今年度の納付金ですけれども、県のほうが算定をしたときに、給付費といいまして、医療費に係る部分につきましては、今年度はコロナウイルスの関係がありますので、例えば、診療控えがあたりだとかという形がありますので、これイレギュラーなものであろうということで、できるだけ影響がない形で、だけれども、やっぱりコロナウイルスの関係のところというのは見ながら、細かい補正をかけながら医療費については算定をしております。

さらに、いろいろなもので納付金を下げる努力を県のほうもしていただいているんですけれども、例えば、激変緩和財源といいまして、国のほうから交付金が県のほうにやっけてまいります。そちらにつきましても、できるだけ新型コロナウイルス感染症の影響を考慮するというので、できるだけ多くの金額、令和3年度につきましては、財源が15億9,000万円ございましたけれども、そのうち15億6,000万円につきましては、県の納付金から一括で引

く、個別の市町村で引くというわけではなくて一括で引くという形で、できるだけ負担を抑えるという形にしております。昨年度といいますか、今年度の令和2年度につきましては、全体からは7億6,000万円しかマイナスしていなかったんですけども、後は個別の市町村で激変緩和に当たるところについては引いたという形なんですけれども、本年度は、その約2倍の15億6,000万円を引いております。

また、もう一つ、新型コロナウイルスの影響をちょっと少なくしたいということで、県のほうが納付金の剰余金というものを持っておるんですね。それを当初の約束としては、毎年剰余金の3分の1ずつ、3年間で剰余金をペイしていくような形を取っておったんですけども、来年度については3分の2を剰余金から充てるという形を取りましたので、かなり、そこにつきましても、剰余金が78億円あるんですけども、本来でしたら3分の1を取り崩す予定だったんですけども、来年度に限り3分の2を充てるよということで、今回は新型コロナウイルス感染症への影響を少なくするという形にしております。

そういった県のご努力もございまして、県全体での納付金の額も下がってきておりまして、来年度につきましてはマイナスの伸び率で、99.19%ということで県自体も抑えております。その影響で蟹江町のほうもマイナスになってきたよという形になります。

ただし、そうすると、逆に来年度、もう1年後の令和4年度なんですけれども、剰余金のほうも今回3分の2崩してしまったので、逆に残りが無い。それから激変緩和措置というのが、財源というのが年々絞られてくるという形があるので、来年度はもしかしたらちょっとまた納付金上がるかもしれないという話はちょっと若干聞いておりますので、また、その辺のことは注視していきたいと思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

激変緩和でなるべく上昇にならないように、県も頑張って努力はしているんですけども、その辺でコロナの関係の対策もしっかりとは言わず、県も努力をしてくれているのかなと思います。

今回、蟹江町にとっても、まだ激変緩和の対象地域でしたか、ちょっとそれと。今ここの納付金の話をしたんですけども、ちょっと話が変わるんですけども、ページ数じゃなくて、マイナンバーカードに保険証が載るという話なんですけれども、これ実際蟹江町の事業として、どのぐらいまで進んでいるのか。まだ全然、早いところだと、もう何か開始しているのか分からないけれども、その辺、状況をちょっと確認させてください。

○保険医療課長 不破生美君

まず、お一つ目のご質問からです。どうもすみません、1つ目は激変緩和の対象になっておるかということでしたけれども、蟹江町につきましては、個別市町村として激変緩和の対象にはなってございません。ですので、県全体からマイナスされるところでも恩恵は受けて

おりますけれども、個別市町村の対象にはなってございません。

2つ目のご質問ですけれども、マイナンバーカードが保険証として使えますよということが、この実は3月から使えるようになりますよという、もともとお話でしたので、国のほうが進めておるんですけれども、マイナンバーカードを持っているだけでは使えないんですね、実は。そこにマイナポータルというところで一手間加えていただいて、ご自身で登録をしていただくような形を取って、改めてマイナンバーカードを医療機関に持っていくと、さらに、その医療機関がそういったシステムですね、読み取るシステムを導入していて初めて使えるという形になってきますので、すみません、ちょっと私、どのくらいの数が蟹江町で、マイナポータルで、その保険証に利用できるようなものに皆さんがしていらっしゃるかというのがちょっと不明なんですけれども、ただ、お問い合わせは確かにございます。やっぱりいろいろとテレビでやられたりだとか、うちのほうも保険証を一斉送付したりだとかするときには、チラシを入れさせていただいているので、お問い合わせはあるんですけれども、すみません、ちょっと何せ数が私どもで把握しておりませんので、申し訳ございません。

以上です。

○副議長 水野智見君

他に質疑がないようですので、以上で議案第15号「令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算の質疑を終結いたします。

○副議長 水野智見君

日程第5 議案第16号「令和3年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは321ページから331ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は、1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、議案第16号「令和3年度蟹江町土地取得特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 水野智見君

日程第6 議案第17号「令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは337ページから371ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は、1人3回までとします。

○8番 飯田雅広君

8番 飯田です。

345ページの海部南部権利擁護センターの負担金517万9,000円と、357ページの成年後見制度利用支援手数料及びそのちょっと下の成年後見制度利用支援費の、この3つについてお聞きします。

民生費にも同じ項目のものが上がっているの、どちらで聞こうかと思ったんですけども、こちらでお聞きします。

まず、センターの負担金なんですけれども、同額が民生費のほうでも出ているんですけれども、負担金ですので、多分3市町村でやっていらっしゃると思いますので、どちらかも負担金、飛島村か弥富市のどちらかが負担金で上がって、どちらかが委託料で上がっていると思うんですけれども、全体の委託料の金額を教えてください。

あと、357ページの成年後見制度利用支援手数料、こちら多分首長申し立ての部分になるかと思うんですけれども、こういったような内訳というか、この金額が立っているのか教えていただきたいのと。その下の支援費、こちら恐らく後見人の報酬になるかと思えますけれども、これがどのような内訳で立っているのか、民生費のほうも多分そのぐらいの金額出ていると思うんですけれども、教えてください。

○保険医療課長 不破生美君

では、まず、345ページ、センターの負担金につきまして、センターの事務をつかさどっております保険医療課のほうからお答えさせていただきたいと思います。

センターの負担金ですけれども、こちらの介護保険の特別会計のほうで、蟹江町としては517万9,000円、そして、一般会計の障害者福祉事業費のほうで同額の517万9,000円が、合計で蟹江町といたしましては1,035万8,000円の負担金を組んでございます。

そして、飛島村につきましても、負担金という形で221万4,000円、こちらを蟹江町と飛島村が負担金という形で、まず、弥富市のほうへお支払いさせていただきます。幹事市でございます弥富市のほうがセンターと委託契約を結ぶという形になってございますので、弥富市さんとしては2,500万円のトータルの予算として委託契約を結んでございます。

以上です。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、先ほどご質問いただきました予算書357ページの成年後見制度利用支援手数料でございます。

こちらの構成の内容につきましては、成年後見制度を利用される方が、利用される際にかかる手数料に関してのものでございますが、これは町長申し立てに関する申し立てをいただく制度でございますので、一般に生活保護であったり、成年後見制度の報酬の全部または一部について助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な方が申し立ていただく場合に

発生するのでございます。

具体的な利用の中身でございますが、利用の手数料または登記の手数料、診断料ですとか、関連の費用など、そういったものが費用として見込んでおります。

また、19節の扶助費の中の成年後見制度利用支援費でございます。こちらの財源の構成でございますが、実際に成年後見制度を利用していただいた方の成功といいますか、報酬を支払うものがこちらになっておりますが、内訳としましては、月額2万8,000円の12か月で、4人分の費用を見込んだものとなっております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

さんざん8期を加味した予算案なんですけれども、さんざん言ってきたので、この場ではこれ以上言いませんけれども、ちょっとどうなんだということで、提案なんですけれども、ちょうど349ページの住宅改修の負担金、これ受容人払いにしてくれということはある、ちょっと今回、それとは逆に、今、介護認定、要支援、要介護の認定を初めて受けて手すり等をつけた場合に補助が出るんですけれども、この間、町民の方から、元気なうちにつけておきたいと、介護予防につながるんじゃないの、でも、何も補助ないんだけれども、何か考えてよと言われたんですけれども、この点、本当、言われたら、そこで手すりをつけて転倒防止にもなり、将来的に骨折して介護サービスを受けるような状態になる前に、予防事業として住宅改修、特に多いのが手すりなんですけれども、その点、保険料だけ払って、何も私たち恩恵がないわという話はしていたんですけれども、ちょっとそれ考えてみてもいいのかなと思うんですけれども、どうですか。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ただいまの提案につきまして、介護予防の一環として、自宅改修の手すりなどをつけてみてはどうかというご提案をいただきました。確かに言われることはごもっともかなというふうには感じております。

ただ、今後の財源のこともございますし、また、どれぐらいの方のニーズがあるかということもございます。そのことに関しましては、ご提案をいただきましたので、今後、調査をした上で、必要なかどうかということも幅広く検討した上で検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

なかなかこの場ですが、でも、僕もそんな発想なかったんですよ。実際に、本当元気なうちにちゃんと手すりもつけて、高齢化、自分もやっぱり年食って必要になってくることあるんで、介護も本当、なるべく人の世話になりたくないという人が多い中で、実際本当いい

ことだなと思ったんで、介護保険の中でやるかは別ですよ。一般会計の中で、そういうことできないのかなということも考えて、ちょっとその辺、どう思います、これ。副町長でもいいんだけど、この要求自体の考え、何か方向性、部長ありますか。

○民生部長 寺西 孝君

非常にいいご提案をいただいて、ありがとうございます。

本当に若いうちから、そういった備えがあればというのはあると思います。バリアフリーの一環で、何かいろいろな、例えば国交省のほうとか、厚生労働省分野でなくて、そういったほうといろいろなやり方があると思いますので、ちょっと1回研究させていただいて、幅広いご利用ができるように1回勉強したいと思います。ありがとうございます。

○副議長 水野智見君

他に質疑がないようですので、以上で議案第17号「令和3年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 水野智見君

日程第7 議案第18号「令和3年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは377ページから383ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は、1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、議案第18号「令和3年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 水野智見君

日程第8 議案第19号「令和3年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは389ページから407ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は、1人3回までとします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、議案第19号「令和3年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 水野智見君

日程第9 議案第20号「令和3年度蟹江町水道事業会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。

質疑は、1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

ちょうどページ的には35ページのことなんですけれども、企業債の償還金について、今年度予算としても企業債もほとんどなくなり、最終的に予算、今年度、昨年453万1,000円あったのが、全くゼロになりました。

でも、この企業債なくなりつつあるんですけれども、減価償却自体はまだまだ残っているんですよ。そういう意味で、これを実際に普通のことで言えば、企業で言えば、借金ないのに減価償却を引けて、これ実質もうけになってくるんですよ。借金ないけれども、経費として引ける。水道事業も今こんな状況になってきているんですけれども、この点について、どう考えていけばいいのかお願いいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

議員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

確かに、今まで企業債で水道事業の発足時、第2次拡張時、平成11年度に大規模な電気工事の改修を行って借入れを行い事業運営をしてきました。現在、今年度で全部償還のほうは終わります。ただし、耐用年数がございまして、その関係で、まだ償却されていないものは残ってございます。ただし、今、蟹江町の水道事業におきましては、発足時まだ、老朽化している施設がどんどん増えてございます。こちらのほうの償還のほうも企業債を借りて今後していかなければいけないというふうに計画を立てておりますので、その辺をご理解していただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○2番 板倉浩幸君

やはりご理解になってしまいますね。実質、本当に企業債なくなって、じゃ、今後、今言った老朽管の取り替え工事費もこれからどんどん必要になってくる状況で、最終的にはポンプ施設等のあの辺の関係もやっぱり今後出てくるんですけれども、その辺で、今はなくなったけれども、今後企業債も借りながら、その辺の取り替え工事も進めていく方向でいるのか、しばらくこの方向で、企業債はしばらくない状態でやっていけるのか、ちょっとその点お願いしたいのと。

じゃ、今あった老朽管の取り替えなんだけれども、実質今、現状今回の予算で、どのぐらいまで進めていける予算を取ったのか、その点についてお願いします。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤和光君

今後の見通しについてでございます。現在、ポンプ修繕、計装盤修繕等計画を立てて進めているところでございます。ここ5年ぐらいに、第1次的に電気設備の改修がまいります。

その後10年以内に発電機の改修のほうの多額の費用がかかります。その辺を視野に入れながら企業債のほうの借り入れを行って事業を進めていかなければいけないと感じております。

また、配水管の老朽管の更新でございます。来年度から下水道整備のほうが緑地区、旭地区、こちらのほうの全体の地区の整備を行うことによって、私ども水道のほうの管理している配管のほうも、昭和39年から43年に布設した地区でございます。こちらのほうも老朽化しておりますので、こちらのほうも全体的に配水管の布設替えを行いたいと思っております。

この辺をちょっと加味しまして、全体の財政計画を持ちながら、必要であるときに、やっぱり企業債を借りさせていただいて、事業、計画を進めていかなければいけないと思っておりますので、状況を見合いながら企業債のほうの借り入れを行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

老朽管、古いものだと本当に耐震管でもないから、本当、地震来たら即駄目になってしまいますよね。そういうことを加味して、そういう事業も進めながら最終的に企業債も借りていきたいということなんですけれども、今現状は、本当苦しくないですよ、水道事業、そうやって見ると。その辺のうちに、もうちょっと、僕は毎回言っている使用料の見直しを今やるのが本当にいいんじゃないかなということなので質問しましたので、その辺も考えてもらいながら、よろしく願いいたします。

○副議長 水野智見君

他に質疑がないようですので、以上で議案第20号「令和3年度蟹江町水道事業会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 水野智見君

日程第10 議案第21号「令和3年度蟹江町下水道事業会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。

質疑は、1人3回までとします。

○2番 板倉浩幸君

2番 板倉です。

下水道、水道に引き続きなんですけれども、今回、下水道事業、ちょっと、下水道事業自体、僕も否定するわけじゃないんですよ。水質保全のために進めていかなければいけない事業だと分かっているんですけれども、実質今、公営企業会計になりましたよね。この在り方が実際に本当にいいのかということであってちょっと聞くんですけれども、一般会計からの繰り入れを予算的にもいくら、ちょっと分かりにくいんですけれども、これ5億4,500万円なのかな、ですよ、5億4,700万円入れなければできない事業なんです。これが本当の企業会

計なのかなと、水道なんか一般会計からの繰り入れもしていませんし、やっていかないかん事業なんだけれども、ある程度一般会計、それも金額が5億円の金額を入れなければいけない事業、毎年下水道工事もやって、補助率もなるべく取ってくる努力してくださるのは分かるんですけども、これが本当のまともな企業会計かなと、その辺の認識というのはどの程度持っているのか、ちょっと、まず、そんなところ、ちょっと不思議に思って質問したいんですけども、お願いいたします。

○下水道課長 浅井 修君

ただいまのご質問に関して回答をいたします。

日頃は下水道事業にご理解いただき、ありがとうございます。

質問のありました公営企業会計とは、それで、独立採算でやるべきじゃないかというご指摘でございます。ごもっともでございます。まだ下水道整備が、まだ半ば、途中ということもございまして、一度に多大な経費がかかってくる状況でございますので、一般会計からの補助金を当分の間はまだ当てにしながら面の整備をまず第一段階として進めていきたいと考えております。

それで、一般会計からの繰入金でございます。ご指摘のありましたとおり、本年度は5億4,563万7,000円、一般会計の土木費の中で明確に数字は出ておりますが、企業会計ベースだと、足したり引いたりしなければすぐには出てこないようなところなんです。こちらにつきましても、一般会計が負担すべき繰出金、経費というものの中には含まれておりますが、基準外、一般会計が任意で負担をいただく部分が、3年度ベースで3億8,000万円ほどございます。5億4,500万円のうち3億8,600万円ほどということになっておりますが、さきにご説明したとおり、まだ整備の途中で、援助をもらいながら面整備を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

そういうことで、実際に、じゃ、資本的支出で給与からみんな一般会計から入れているんですよね。そんな状況で、本当にごもっともですと今言われたんですけども、入れな本当にやれないですよね。じゃ、入れなくてやれる方法を言えよと言ったときに、じゃ、結局、下水道使用料がいくらになってしまうんだ、本当に。そんな状況ですので、本当に企業会計が国のほうからやれということになってしまったんだけれども、実際には、特別会計が別会計だと言え別会計なんですけれども、完全に企業化で見えるんですよね、こうやって、いくらお金がない分をどこで足しているか。その辺も、そういうことも、下水道事業自体、僕も本当、別に反対するわけじゃなくて、企業会計自体にどうなのかなとちょっと思って今回質問をさせていただきました。その辺、町長、何か考えがあったら補足でお願いしたいと思ひます。

○町長 横江淳一君

じゃ、板倉議員のご質問にお答えしたいと思います。

まさにそのとおりでありまして、企業会計にすることによって、負債がどれくらいということが明確に分かるようになります。これを始めた平成16年、日光川流域下水道事業を始めたとき、21年から供用開始とありますけれども、スタートからずっと関わってまいりました。全国下水道推進協議会の役員にもなり、国からの、県からの補助が100%、これでいただいているわけでありまして。しかし、どこの自治体も、ほぼほぼ進捗率が99%だとか、この日光川流域下水道というのが本当に愛知県でも相当遅い認可で、事業認可をされたわけでありまして、終末処理場がなかなか決まらなかったということもございまして。

あと低地帯ということで、勾配がついてございませぬ。開削をやると水が出てきます。推進工法にしても大変深いところを走っているわけでありまして、非常に事業としては高額につく部分もあるわけでありまして。それを十分承知した上で、今、進めているわけでありまして、我々としては、それは企業会計をやることによって一目瞭然状況が分かるものですから、一日も早く接続を皆さんしていただいて、早く下水道をやってくださいと言ってみる割には接続をしていただけない、非常に残念な方もおみえになるわけでありまして、確かに水道料金の倍以上かかるから、こんな高いじゃないかと言われる方も中にはおありになります。

ですから、板倉議員も、できれば早く下水道、もしも目の前に下水道が来たら、非常にきれいな環境を守るために、ぜひとも下水道につないでくれということをお願いいただければ、我々は本当に助かります。しばらくは、この状況が続くと思いますので、合併浄化槽でもいいんじゃないかというご意見もあるようではありますが、できる限り地域の、特に市街化については、しっかりやっていきたいなと思いますので、ぜひとも、どうぞよろしく願いしたいと思います。ご協力のほどお願いいたします。

○副議長 水野智見君

他に質疑がないようですので、以上で議案第21号「令和3年度蟹江町下水道事業会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 水野智見君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

(午後2時07分)